

平成18年第6回野洲市議会会議録

招集年月日

平成18年9月14日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 西本 俊吉	8 番 本田 章紘
9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市民健康福祉部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
総 務 部 次 長	東郷 達雄	市民健康福祉部 次 長	三上 秀子
市民健康福祉部 次 長	田中 ふじ江	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男

環境経済部 次長	岡野 勉	教育部次長	馬場 豊
教育部次長	船橋 登志夫	広報秘書課長	富田 久和
総務課長	中島 宗七	企画財政課長	佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	荒川 貴之

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 一般質問

開議 午前 8 時 5 8 分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前8時58分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様でありますので、配付を省略します。ご了承願います。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第6番、藤村洋二君、第7番、西本俊吉君を指名いたします。

(日程第3)

議長(荒川泰宏君) 日程第3、一般質問。

昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次質問を許します。質問にあたっては簡明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第8号、第5番、奥村治男君。

5番（奥村治男君） 皆さん、おはようございます。5番、奥村治男でございます。私は3点質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目、パブリックコメント制度の条例化について質問をさせていただきます。

2005年6月、行政手続法が改正されました。この改正を機にパブリックコメントの制度を条例化する自治体が大変多くなってきております。

このパブリックコメント制度は、行政機関の定める規則等の他、条例案や基本方針、基本計画等、自治体の重要な政策の中心的な方策を対象として、広く一般市民の意見や情報を求める手続等を定めることによって、行政運営のさらなる公正の確保と透明性の向上を図ることにあり、また、こういった制度は大変大きな効果を及ぼすことが期待できるものであります。また、ここ10年余り、IT化の進展は目ざましく、ホームページを使ったパブリックコメントはすっかり定着してきているように思われます。

滋賀県は2000年4月に、全国でも最も早期にパブリックコメント制度を制度化されており、権利義務規制条例案や基本方針、基本計画等、実施件数も滋賀県行政経営改革室の調査によりますと、昨年度は年平均16件、県民から寄せられた意見、情報の数は1万6,461件あります。また、意見反映件数は91件あると聞いております。

野洲市においても、野洲市地域福祉計画策定にあたって、パブリックコメントを実施する旨、昨年12月の定例議会で市民健康福祉部長の答弁にもありました。また、昨日もいろいろな案件の中でパブリックコメントをするという話も出てきております。また、2007年4月施行を目標に現在検討されております野洲市まちづくり基本条例は、野洲市の憲法ともいえるべき重要なものであります。広く一般市民の意見等を求めておく必要があり、パブリックコメントの実施はぜひとも必要であります。

以上のことから、この際、当市におきましてもパブリックコメント手続制度を条例化しておく必要があると思われませんが、政策推進部長の見解を求めたいと思っております。

次に、市営住宅のシックハウス症候群対策についてお伺いいたします。

近年、新築やリフォームした住宅に入居した人の、目がちかちかする、のどが痛い、目まいや吐き気、頭痛がするなどのシックハウス症候群が問題になっております。その原因の

一部は、建材や家具等から発散するホルムアルデヒドやトルエン、キシレンなどの有機化合物と考えられています。

シックハウス症候群については、まだ解明されていない部分、医学的な統一見解や行政側の取り組みも遅れているのが現状であります。兵庫県の県立生活科学研究所の調査では、阪神・淡路大震災後の新築、増改築の住宅において、16%程度の人がシックハウス症状にかかっているという調査結果が出されております。また、戸建て、マンションに関わらず起きています。1992年12月の当時の厚生省の調査報告では、新築住宅67戸、中古住宅318戸を調査した結果、6%の住宅で基準値(0.08ppm)をオーバーしていました。

シックハウス症候群を防ぐには、化学物質の使用を極力抑えた建材や接着剤を使用した住宅を選ぶことが大切であります。最近では、ホルムアルデヒド、トルエン等を使用していない接着剤で壁紙を張ったり、ホルムアルデヒドの使用を抑えたフローリングを使用するなど、健康に配慮した住宅も登場してきております。2003年7月、改正建築基準法が施行され、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の面積が制限されるようになりました。当市におきましても、市営永原第1団地の入居者でシックハウス症候群にかかり、現在も治療中の方がおります。

そこで、現在建築中の市営住宅新上屋団地(第4期)及び木部団地においては、どのような対策がとられているのか、都市建設部長の見解をお伺いしたいと思います。

第3点目、野洲川右岸線へのプロムナードの設置についてお伺いをいたします。

国土交通省は、地方自治体が特色のあるまちづくりを進めやすくするため、道路の構造や利用に関する規制を大幅に緩和した新制度を導入して、歩行者や景観保護を優先する道路を整備したり、集客増を目的に道路の一部を沿道の商業施設に開放できるようにする道路法改正案が、2007年の通常国会に提出される予定であります。

については、野洲市においても市民の健康増進、体力向上を図るため、また景観再生へのイノベーションとして、複眼的視点に立ち、人間が人間らしく住むための潤いと安らぎを求める緑と水のある空間づくりや、景観形成を促す街路事業の一つとして、野洲川右岸線(川田橋から野洲川運動公園)堤防にプロムナードを設置し、人と自然が共生されるまちづくりを進めていく必要があるかと思えます。都市建設部長の見解を求めたいと思いません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 皆さん、おはようございます。奥村議員の第1点目のパブリックコメント制度の条例化についてのご質問にお答えいたします。

パブリックコメントにつきましては、行政の政策立案過程で市民の意見を聞く制度であります。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ市民からご意見を聞いておき、それを意思決定に反映させるもので、市民の意思反映の手段としては非常に有効であると考えております。このため、既に合併前それぞれ旧町の段階から重要な計画については実施しております。

また、議員ご指摘のように、野洲市まちづくり基本条例は市の重要な市民参加のルール決めを行う重要な条例であります。このため、現在検討中のまちづくり基本条例の骨子づくりに際しては、条例制定に関する市民の参加機会を保障するため、広く市民の意見を聞く場、いわゆるパブリックコメントを実施する予定であります。

また、議員お尋ねのパブリックコメント手続制度の条例化につきましては、まちづくり基本条例の中で、市民に重要な事案の策定にあたってはパブリックコメントを行うこととする旨の条文を入れる予定をいたしております。

いずれにいたしましても、これから本格的に議論が始まりますまちづくり基本条例の検討委員会の中で慎重に検討していただく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） おはようございます。それでは、私の方から市営住宅のシックハウス症候群対策、野洲川右岸線のプロムナードの設置についての質問にお答えしたいと思います。

まず、市営住宅のシックハウス症候群対策のご質問にお答えをいたします。

現在建設しております市営住宅の新上屋団地（第4期）及び木部団地におけるシックハウス対策につきましては、シックハウスの原因については、住宅の内装材、家具などから発散するホルムアルデヒドなどの化学物質によるものとされております。平成15年7月1日の改正建築基準法により、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げするため、建築物に使用する建材や換気設備を規制すべく法律が改正され、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドなど6つの化学物質の濃度が定められています。

建設中の市営住宅につきましては、使用建材は日本農林規格によるホルムアルデヒドの

発散量が極めて少ないものを使用しております。さらに、工事完成時には化学物質の濃度測定を行い、安全確認の実施を予定しております。

また、設備面でも、24時間換気システムを導入し、屋外の空気を取り込んで室内の空気を入れ替えることなどにより、シックハウス対策を行いますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、野洲川右岸線のプロムナードの設置についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の野洲川右岸の川田橋から野洲川運動公園までの堤防につきましては、ご承知のとおり国が管理する河川管理用堤防であり、当然利用にあたっては管理者との占用協議が必要であります。

また、この占用に対しましては、不特定多数が利用する施設に関しましては、管理用道路とは別に用地を確保するのが基本であると聞いております。占用に対しては非常に厳しいものがあると考えられます。

一方、市の厳しい財政状況、また現時点での市の道路整備などの優先度や設置維持管理費用等を勘案しますと、ご提案をいただいている趣旨につきましては大いに理解いたしますが、現実には厳しいものがあると考えます。

しかしながら、占用等の可能性について、関係機関と協議させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（荒川泰宏君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目のパブリックコメント制度の条例化でございますけれども、ただいま答弁の中で、現在検討中のまちづくり基本条例の中に条文として入れるという答弁をいただきましたが、私は市は市民の市政への参画促進を図り、公正で民主的な開かれた市政を推進していく必要があると思っております。市が市民へのしっかりとしたパブリックアカウンタビリティを果たしていくことが大切であると思っております。

その点からも、市民生活に関する重要事案の策定にあたりましては、パブリックコメント手続の制度は大変重要であります。神戸市や四日市市、横須賀市、鹿児島市など数多くの自治体は、パブリックコメント手続制度は独立した条例を制定しております。この際、他の条例の中に条文として付け加えておくのではなく、独立して条例化しておけば、今後種々の事案策定にあたっては、関係部署におかれましては手続が大変明確化されると思わ

れますが、政策推進部長の所見を再度伺いたいと存じます。

2番目に、シックハウス症候群対策であります。ただいまの答弁で建築中の市営住宅につきましては、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものを使用していますとの答弁をいただきましたが、平成15年3月の定例議会で、当時中島一雄議員が町営住宅のシックハウスの取り組みについての質問をされております。当時の議会で野洲町は、工事発注時に施工業者に対し、化学物質等の安全データシートの提出を求め、材料の安全性を確認するという答弁がされております。

しかし、市営住宅永原団地において、平成15年1月8日に町当局が入居者の調査申し出により、ホルムアルデヒドの発散量を調査された結果、30分間の空気中の基準値が0.08ppmに対し基準値をオーバーした0.099ppmが検出されております。当時の調査結果は野洲町長、山崎町長あてに出しております。

また、平成15年1月8日に町当局が入居者の申し出により、新上屋団地におきましても、これは3月12日に調査しておられますけれども、トルエンの基準値、これは0.07ppmであります。これをはるかに超えた0.082ppmが検出されております。また、当時野洲町に提出されました永原団地調査会社の所見によりますと、内装の下地を使用されている合板の量が大変多く、その合板について低放散等級の建材の使用があると思われ、新築時にはホルムアルデヒドの発散は高濃度であったと推測されるという所見が出ておるわけであります。

この事例からしましても、使用建材のチェックは厳重にしておく必要がありますが、どのようなチェック体制をとっておられるのか、お伺いしたいと思います。

次に、設備面ですが、ただいまの答弁の中に強制換気システム、24時間換気システムの導入をするとのことですが、天井裏、居室等はどのような換気設備が導入されるのか、お伺いしたいと思います。

次に、3点目について再質問させていただきます。

市民が健康増進と体力向上を図っていく上におきましては、心身のバランス調整や回復を目的として、スポーツや身体活動を各自が生活の中で実行していくことが必要であると思われませんが、最近は多くの市民の皆さんが健康保持のために歩いておられるのをよく見かけます。

野洲市では、サイクリングロードは旧中主町に1カ所、旧野洲町に5カ所ありますが、現状では雑草化しておりまして、プロムナードロードとしての使用は困難であります。雑

草ロードであります。

野洲川右岸線堤防敷地へのプロムナード設置については、ただいまの答弁で用地を確保するのが基本であるということでありましたが、堤防敷地は国が管理する河川管理用の堤防であります。また、野洲川は1級河川でもあり、堤防用地の一部占用につきましては、国、県との協議の上堤防の一部占用許可手続を踏めば、市が新たに土地を取得しなくても利用できるのではないかとお考えかもしれませんが、いかがなものなのでしょうか。お伺いしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 奥村議員のパブリックコメント制度の条例化についての再質問にお答えさせていただきます。

パブリックコメントに関しましては、全国の自治体の中で、議員ご指摘のとおり神戸市などが条例化をされております。一方、滋賀県では、滋賀県政策コメント制度に関する要綱を制定し、実施されているところであります。県内の自治体におきましても、要綱で実施されているのが現状でございます。

こういった状況も踏まえまして、先ほどもお答えいたしましたように、まちづくり基本条例検討委員会の中で、議員のご提案の条例化も含めて検討していただき、方向性を導き出していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 奥村議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、使用材料のチェック体制でございますが、これにつきましては、建築基準法に基づき、発散量が極めて少ない等級3を使用しております。4つの星印の建材を使用することにしておりまして、この使用につきましては、設計書の特記仕様書に明記し、さらに請負業者にはそうした建材を使用するときには事前に使用材料の承認を受けることを義務付けしております。

次に、換気対策でございますが、24時間の換気システムにつきましては、便所、浴室、洗面室に換気扇を設置し、24時間稼働させることで部屋全体の空気の入れ替えができるような設備を設けております。

次に、野洲川右岸線のプロムナードの関係でございますが、設置に係る堤防の一部占用につきましては、野洲川を管理する関係機関にも確認いたしましたところ、現時点では新



規の占用は認められないという状況でございます。しかし、占用等につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたように、関係機関と十分協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） 再々質問をさせていただきます。

まず1点目、ただいま答弁をいただきました。現在検討中のまちづくり基本条例の中で検討していきたいということではありますが、滋賀県においても、先ほどの答弁にもありましたように、要綱を制定するだけではなくて、要綱に対する考え方できちんと取り決めて関係部署にも配付されております。

現在検討されておりますまちづくり基本条例は、自治基本条例標準試案というのがあります。これをモデルに委員会を立ち上げて現在まちづくり条例については検討されていると思いますが、この標準試案の中にもパブリックコメント手続は条文案として必要な事項は別に定めるということで、試案の中にもうたわれております。

そういったことで、今部長が答弁いただきましたように、ぜひこういった要綱の制定を実現していただきたいということを、これは要望としてお願いしておきたいと思っております。

2つ目は、このパブリックコメントですけれども、野洲市においてはどのような手法で市民の皆さんにパブリックコメントをされるのか、お伺いしておきたいと思っております。

それと、2番目のシックハウス対策でございますが、請負業者が提出する工事計画書というものがあると思いますが、これは環境対応型内装仕上げ材の使用が多分明記されていると思っております。合板や集成材等にはホルムアルデヒドの発散濃度のJAS規格があります。

今回の工事は、ただいまの答弁でフォスターの建材が使用されていると伺っております。しかし、施工監理は請負業者任せではなく、現場に足を運び、契約書に示された建材が使用されているかということをやはり確認を十分しておく必要があるかと思っております。また、業者に対しましても、こういった確認報告書を提出することが最も大切と考えております。なぜかと申しますと、この合板はこういったJAS規格のラベルが張られております。非常に等級の低いものがそのまま合板に印字されておりますが、建築業界は元請が施工を必ず最後までするとは限りません。下請におろす場合もあります。孫請にも仕事が行きます。等級の低いこういった建材が、ラベルはJAS規格のラベル、あるいは印字は、片方の面しかされておられません。等級の低い建材を使って、裏向けて施工して、クロスを

張ってしまったら、これはもうわからないわけです。この新上屋団地においても、非常にそういうトルエン等の発散濃度が高かったというのは、こういった建材が、等級の低い建材が使われておって、こういう有機化学物資が空气中に発散したのではないかと思われま

す。

したがいまして、こういった施工監理に対してどのようなチェックを、今工事中であります、しておられるのかお伺いしたいと思います。

次に、新築住居は入居直後の化学物資の発散濃度が一番高いと言われております。各部屋の換気期間を十分とってから入居していただくということが望ましいと思われませんが、換気期間はどの程度おとりになるのか、伺いたいと思います。

次に、3点目は、入居段階ではただいま説明のありました換気設備等の使用、操作方法などについて十分説明し、家族形態、生活スタイルに応じた入居後の換気や住まい方のアドバイスの必要があろうかと思えます。

滋賀県におきましては、このようなパンフレット、シックハウス症候群対策、予防対策についてのパンフレットも発行しておられますが、当市におきましては、入居者に対して予防策のマニュアル等の配付は考えられているのか、お伺いしたいと思います。

なぜこういったことを言うかといいますと、特に最近の子どもは、こういった有機溶剤に対するアレルギー性疾患を持つ子どもが非常に多く出ておまして、過敏症の子どもが多いということですね。この『環境技術』という雑誌があるのですが、これを見ますと、いろいろと小学校、中学校、保育園、幼稚園等で新築校舎において、トルエンだとホルムアルデヒドの発散が多く出まして、教室の使用を中止したり、あるいはその学校の子どもは転校したりというようなことが出ております。これは、大堀教育長はご存知だと思いますが、滋賀県におきまして、水口の小学校の新築校舎においてトルエンの発散量が非常に多くて、こういった過敏症の子どもがいて、重症に陥って登校不能になったというのが実際『環境技術』の本にも事例報告されております。

こういったことからしまして、市営住宅に入居される方も小学校の子どもさんだとか、そういう家族構成の方があろうかと存じますので、こういう予防対策としてのマニュアルも入居者にもきちんと配付して、十分説明しておかれる必要があろうかと存じます。

こういったことで、いろいろと裁判にもなり、一昨日ですが、京都新聞にも、ホルムアルデヒドのこの症候群にかかった方の裁判で和解に至ったというのが出ておりましたけれども、そういった点からも十分に配慮をいただきたいというふうに思います。

3点目でございますけれども、プロムナードの設置につきましては、今の答弁で関係機関とも占用等についてさらに協議をしていきたいという前向きな回答をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思いますが、これは関連いたしますので、先ほど申しました中にも触れましたように、サイクリングロードの利用についてでありますけれども、現在6カ所のサイクリングロードというのは、旧中主町には比留田から家棟川の出口まで3,400メートル、大篠原から篠原駅前まで2,800メートル、湖州平から総合体育館まで、これは1,400メートル、希望が丘文化公園から桜生まで1,600メートル、野洲川大橋から野洲川橋まで2,400メートル、大山川橋から第二琵琶湖学園まで2,000メートルと、地域はそれぞれ離れておりますが、延長距離にしますと、1万3,600メートルあるわけです。現在はお金をかけてつくったにも関わらず、余り利用されていない。雑草ロードになっている感のある区間もあります。

これらを整備した上で、市民のスポーツ振興の観点からも利用を図っていくべきと考えます。体協との関係もあろうかと存じますが、教育部長、こういった市民の体力向上という点から、こういうサイクリングロードの利用についてどのようにお考えなのか、お伺ひしたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 奥村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、いずれにいたしましても、この条例につきましては、まちづくりの根幹となる条例でございますので、先進地事例を含めまして検討委員会の中で十分検討させていただきます。

そして、パブリックコメントの手法でございますが、先ほども申しましたように、市民に関わる重要な条例でございますので、まず条例の骨子がまとまった段階で一旦パブリックコメント、市民の意見を広く伺うということで、そしてまたその意見に対して検討委員会で十分議論していただきまして、その骨子がまとまって、その骨子をベースにして次に条例案がまとまった段階で再度パブリックコメントを求めるという形で、2段階のパブリックコメントを今事務局側は考えております。そういった形で進めさせていただきます。

また、手法につきましては、ホームページ、また広報等で広く求めていくという形が、現段階での考え方でございます。また、検討委員会の中でご意見が出れば、これらの方法以外の方法も考える場合があるということで、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 奥村議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

シックハウス対策の件でございますが、これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、請負業者が材料を使う場合には事前に使用承認を義務付けておりますし、議員のご指摘がありましたように、必ず現場へ行ってそのチェックもいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、換気につきましても、これも答弁いたしましたように、24時間の換気システムを設備しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、特に入居者についての啓発は大切だと思います。議員ご指摘のように、入居者についても説明会、あるいはマニュアル等を配付しながら対応には十分気を付けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 皆さん、おはようございます。ただいま、再度の奥村議員からのご質問でございます。

市民の体力づくり、あるいはスポーツ振興にサイクリングロードを利用してはどうかというふうなご提案でございます。確かに、市民の体力づくり、健康づくりにはよいコースかと思えますし、現に野洲中学校裏から希望が丘に抜けるサイクリングロード、あるいは中ノ池川から総合体育館に抜ける中ノ池川沿いのサイクリングロードといったコースで、市民の何人かの方がウォーキングに利用されているところもお見受けをいたしております。

ただ、市内6カ所でございます自転車道には、それぞれ6カ所が連続していないというふうな点等、幾つか課題もあるようでございます。したがって、当面は市民に既に広く活用いただいております野洲川河川公園や希望が丘文化公園、あるいは近江富士花緑公園といった立派な公園施設もございますので、これらの施設を市民の方に広く利用していただければと、このように思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第9号、第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） おはようございます。10番、田中良隆でございます。私は環境と人権について、2点の質問をさせていただきます。

まず1点目、環境絡みで農地・水・環境保全向上対策への取り組みということで質問を

していきます。

たまたま、きょうは農水省の農政振興局の農地・水・環境保全向上対策室の課長補佐がお見えになっております。都市近郊の平場のこういう末端の市の考え方の一つとして持って帰っていただきたいと思います。

それでは質問に入ります。農水省は来年度予算の概算要求に303億円を盛り込み、19年度からの5年間、農地・水・環境保全向上対策の活動を支援する方針であり、これは県からの数字の積み上げではないようでございますが、全国で2万5,000の活動組織が設立されると見ております。

その支援を受けるためには、一般市民、つまり農業者以外の方の参加が条件であり、地域住民参加型、地域内交流型、あるいは都市農村交流型のいずれかの活動組織をつくり、規約や環境保全やその向上の活動計画をつくった上で、野洲市長と協定を結ぶことになるわけです。用水路や農道の補修、生き物の調査など、農村環境を守るいろいろなメニューが考えられております。

国は、この事業を実施する組織に10アール当たり水田で2,200円、畑で1,400円を交付するから、県と市にもその半分ずつを予算化しろという、そういうシステムになっております。

環境と人権を市政運営のベースにしております本市として、この事業の今後の見通しをどう把握しているのか。まず組織づくりとなるわけですが、その進捗状況はどうなっていて、19年度予算にどれぐらいの面積と事業費を見ようとしているのか。また、事業を進めるための市の体制は万全なのか。この点について質問をしたいと思います。

それと、2点目でございます。人権施策のあり方についてを質問します。

人権施策はさまざまな分野にわたる施策であるはずであります。憲法に基づく基本的人権の尊重、世界人権宣言、子どもの権利条約などに示されました民主主義の原理に基づく解決が求められているものであって、一分野の同和問題がすべての問題の中心にはなり得ないはずで、今の本市の人権施策は、同和行政に特化し過ぎているのではないかと私は考えています。

同和関連事業、特に個人給付事業は早く一般対策に移行しなければ、一般市民の理解は得られないと思います。口には出されませんが、大多数の市民の方はそう思っておられると思います。職員の皆さん方、一人ひとりご自身どうお考えかわかりませんが、大多数の方はそう思っておられます。

同和行政、同和教育の最終的な目的は、同和行政あるいは同和教育をしなくてもいい社会の実現であるはずですが、これは恐らく誰も否定しないと思いますが、この同和行政あるいは同和教育を続ける限り、ここは同和地区です、あなたは同和地区住民ですと、行政側が特定をし、固定し続ける限り、同和行政の終結は望めません。最終目的は達せられないと私は思います。

今年3月に発表されました野洲市同和対策基本計画にもうたわれております。それを読みますと、一般施策の実施状況や同和地区の現状を踏まえ、市民意識も多角的に精査し、同和関係予算のとらえ方を含め、同和行政全般にわたり検討すると共に、一般施策の有効かつ適切な活用を図り、総合的、計画的に推進することが重要な時期に来ていると、計画そのものにうたわれております。

決算書でも予算書でも、いろんなところに同和関係事業、金額、数字が出ておりますが、全体を把握するには非常にわかりづらい内容になっています。いったい人権関係の予算は事業費、あるいは人件費でどれだけ使われて、職員の数はどれだけいるのか。そのうち、恐らく大多数だと思いますが、同和関係はどれくらいあるのか。また、個人を対象とした給付事業や減免対策はどういう状況か。何世帯、何人ぐらいを対象とする事業なのか。まず、それらは今の決算、あるいは今年度の執行中の予算ではどう推移し、市は19年度ではどうしようとしているのか。この辺の流れについて質問したいと思います。

答弁の時間は無制限ですので、メモをとりたいのでゆっくりお話しいただきたいと思えます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） おはようございます。ただいまいただきました田中良隆議員のご質問にお答えいたします。

田中議員ご指摘のように、国におきましては、平成19年度から5年間、農地・水・環境保全向上対策の活動支援を実施することとなっています。

本市といたしましては、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくりをまちづくりの基本理念としていることから、この対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

今日まで、県のご協力のもと、各学区にて自治会長及び農業組合長にお集まりいただき、説明会を開催させていただきました。また、本日9月14日の夕刻より、自治会長及び農業組合長にお集まりいただき、再度説明会を予定しております。その後、この対策の参加

を希望する集落への実施説明会、対象地区を絞っての実施地区の意向調査、所要の予算要求という手順で具体化を進めていく所存です。

予算額につきましては、参加する地域の面積で決まりますが、例えば本市の農業振興地域の農用地が約2,200ヘクタールございますので、共同活動に係る支援の単価を10アール当たり3,300円、そのうち本市の負担として10アール当たり825円といたしますと、全水田が参加していただくと約1,815万円が予算として必要になります。手挙げ方式でございますので、今後実施地区の移行調査等を行いまして、具体的な予算要求をしていく考えでございます。

組織づくりの進捗状況につきましては、これから各集落でご協議をいただいでいくという段階でございますので、本市としまして個別に集落への説明会や助言等、県と連携しながら万全の体制で臨みたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 助役。

助役（川尻良治君） 田中議員の人権施策のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

野洲市におきましては、人権と環境をまちづくりの大きな柱として各種の施策を推進しているところでありますが、人権施策はさまざまな分野にわたっていることから、人権問題解決のための諸施策を総合的、計画的に推進しなければならないと考えております。そして、同和問題の早期解決を人権問題の中の重要施策として位置付け、同和行政を推進しているところでありますが、決して同和行政に特化した人権行政を進めているものではありません。

次に、個人的給付事業ですが、野洲市同和対策基本計画においても、一般対策に創意と工夫を加え、解決を図り実施していくこととし、なおそれでも解決できない課題については、特別に必要な措置をもって取り組むことで対応しています。

現在の個人施策は、本来いつまでも続けるべきものではありませんが、今日まで各種の同和対策事業に取り組んでまいりましたが、産業や就労、福祉保健、教育啓発といったソフト面において取り組むべき課題が残されているものと認識いたしております。

特に、進路保障、土地差別、所得格差、安定就労等、同和地区住民の自立支援として必要な施策は今後も引き続き対応する必要があるものと考えております。なお、現在実施いたしております個人施策につきましては、野洲市同和対策基本計画に基づき実施しており

ますが、この基本計画の計画期間の5カ年において、事業の成果と課題と踏まえながら見直し等を行っていく所存であり、移行可能なものは速やかに一般対策に移行しようとするものであります。

なお、同和行政、同和教育を続けるから部落差別が温存されるということについてですが、同和問題の現状は、今日までの取り組みから差別意識は解消に向けて着実に進んでいるものの、依然として根強く存在しており、現在でもさまざまな差別事象が見られるなど、その実態はまだまだ厳しい状況にあります。ついては、これらの課題解決を図るため、野洲市同和対策基本計画に基づき、各種事業を展開しているところであります。

こうしたことから、本市では市民の方々と行政が協働して差別のないまちづくりに向け、今後とも同和問題や人権問題に係る教育啓発等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員数についてのご質問でございますが、野洲市においては、総合行政として人権施策の推進に取り組んでおりまして、直接的に人権施策の業務に関わっている職員数としては、嘱託職員を含め26人であり、そのうち同和対策を中心に業務に関わっている者は20人です。

次に、人権関係予算であります。平成17年度決算では2億3,682万9,000円で、うち人件費1億8,369万6,000円であり、また啓発等の事業費は5,313万3,000円であり、そのうちの同和関係事業予算につきましては、平成17年度決算で2,604万2,000円です。また、同和対策事業の中で個人給付事業に係る費用及び平成17年度の給付者数は、固定資産税等還付事業で1,349万円、257件、保育援助費では93万5,000円、12人、修学奨励資金給付事業では331万1,000円、27人です。次に、団体等補助事業につきましては、各種団体育成事業等12団体に対する補助金で717万9,000円となっています。

次に、平成18年度につきましては、前年度決算とほぼ同様の予算執行規模で推移をしております。また、平成19年度予算につきましては、同和対策審議会答申を尊重した本市同和対策基本計画に基づきまして、市民の理解と協力を得ながら、各種施策の有効かつ適切な活用を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、最小の経費で最大の効果が得られるよう、さらなる検討を行い、一日も早い差別のないまちの実現を目指し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。



議長（荒川泰宏君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） それでは再質問します。

まず、農政の方ですが、県は1,650円、いわゆる全体として3,300円、その半分を県が持つから、1,650円を国がして、あと市には825円という話ですが、野洲市全体で集落全部に対応すれば1,815万の予算が必要だと、そういうところですが、これの結局4倍になるのですよね、実際の組織に手に入る金というのは。非常に環境に取り組もうとするときに大きな財源になる。組織にとって、あるいは集落、自治会にとってものすごくいい話です。理解をされている自治会長さんは、こんなもの取り組まないで損だというのは、みんな一般的に思っておられます。それがわかっている自治会長さんはそうだと思います。集落の説明会、農業組合長、自治会長集めてしているということです。今日もするということで、ひとつ機会があれば注意しておいてほしいというのを聞いてきました。

自治会長、農業組合長あての文書ですが、本日野洲文化小劇場であるのですが、野洲学区の環境基本計画に関する説明会を同じ時刻に、今日夕方になると。そういう文書が出ております。当の自治会長さんはかなり怒っておられますのでちょっと言っておきたいと思います。全く重なってしまう時間帯ですので、同じ部から出ておる文書ですので、注意いただきたい。

この事業は、もちろん県でいいますと、いわゆる1階部分については耕地課が管轄する。その2階部分については、今まで1反5,000円、30反を限度に5,000円をしていました。いわゆる滋賀県の環境こだわり農産物、その事業をどうするかということで、今、県もいろいろと議論をしているようでございますが、最終的には県は1,500円、市も1,500円出してくれ、国が3,000円出すからということで、いわゆる今の3,300円の2階部分をしようという、その話がありますよね。それは、今までは個人の農業者、大きい農家、小さい農家関係なくすべて資格があるわけですが、個人の農業者と県知事が協定を結んできましたが、今度は組織になるわけですね。そうしたときに、水田でいいますと、面積の2割、そして農家数の3割をカバーしないとその対策は受けられない。サイズが要件になっております。その辺、当然今熱心に取り組んでいたのに、環境こだわりということで取り組んでいたのに、そういう自分の力でどうにもならない要件がクリアできないために、それに乗れない、そういう方が必ずあると思います。その辺の数字をきのうお願いしていましたように、お聞かせをいただきたい。今までの環境こだわり、今年

度までやっておりますが、その数字について教えていただきたいと思います。

けさも県の環境こだわり農業課長と電話でしゃべってありましたら、野洲市の農政課長は非常に熱心なので、もう100%野洲市は取り組んでもらえるということで、県はそんなつもりをしていますよと、そんな話がありましたので、落ちこぼれという言い方はおかしいですが、自分の責任でないのに要件をクリアできない、そういう人たちに何らかの対策が打てないのか、そういうシステムができないのか、その辺のコメントをいただきたいと思います。

それと、今の人権の話ですが、予想どおりの答弁でございまして、なかなか本音と建前というのがございまして、こういうところと言えない部分もあると思いますが、1つだけ確認をしておきたいと思います。

先ほど、助役の答弁の中で固定資産の還付事業という発言がありましたね。地方税法の17条には、過誤納金の還付ということで、誤ってたくさんもらったりしたときは返さないといけないと、そういうのがありました。あるいは野洲市条例には、4つほど還付する、減免する要綱がございまして、貧困のために生活のため云々という部分と、公益のために固定資産を使うとき、3つ目は市の全部または一部に、いわゆる災害のときですね。それと4つ目が、市長が特に必要と認めたものと、そんな規定がございまして。ただ、私もうちのコンサルと、公認会計士らと確認しているのですが、減免という言い方をするのに還付というのが何か合わないのではないかと。そういう制度があるのかどうか。

その辺はおかしいと思って、私も野洲市同和対策事業に係る固定資産税の減免取扱要綱というのをホームページから拾いました。その中を見てもみると、また別の意味でおかしい文字があるのですが、対象者としますと、旧中主町域における対象者は、次のア、イに掲げるいずれの条件をも満たす者ということで、対象区域内に土地、家屋を有している者ですね。それと、減免申請時点において固定資産税に未納がない者、税金を払うのが滞っている者はだめと、この2つの要件なのです。これでいいますと、例えば私はその地区に土地、家でも買いますと、それは減免対象になるわけですよ。そういう仕組みになっています。それと、旧野洲町区域における対象者というのは3つ条件がございまして。先ほどの中主町の場合は2つだったのですが、対象区域内に土地及び家屋を有している者、これは先ほどと同じです。それと、対象地域関係住民であり、対象地域に居住している者という条件ですね。これはある意味当然だと思います。その辺、2つ矛盾があるという話です。それと、3つ目は、3つの条件を満たさないといけないということですから、固定資産税

を全納した者、全部納めた者が減免を申請する資格がありますという、そういう言い方なのです。皆さん方、パソコンたたいて計算式に問題があると、これは循環しますよというような表示が出てくることをご存知だと思いますが、あれと全く同じことだと思います。おかしいです。

固定資産税を減免しようという条例があって減免をしています。減免というのは、例えば10万税金を払わないといけないのだったら、5万をまけますよ、だから5万払いなさいよというのが減免なのです。それを、10万を払いなさい、10万を払った者でないと減免しませんと、これはおかしいのではないですか。皆、恐らくはおかしいと気が付いている方たくさんあると思う。でも、今まで正式にそれを口に出して言われていないです。おかしいと思う。聞くところによりますと、それはシステム上減免じゃないのですね。これは還付なのです、あくまでも。先ほど助役がおっしゃったとおり還付ですよ。もし還付をして、聞くところによりますと、それも一部は個人のそこに還付をされているのではなくて、頭からある組織が天引きをされてという言い方はおかしいかもわかりませんが、あるいは市の税務課の職員がそういう手続を全部して、組織に一部か一定割合か、中身はわかりませんが、入れて、残りを個人の減免申請された方に返される。2つも3つもおかしいところがあります。このシステムは。もし、組織に入れるとすれば、入れて返すとすれば、その組織に行くような金を頭から除いて残りを返しているとすれば、それは当然一人ひとり減免を申請された方にそうしてもいいよという同意書が必要なわけですね、これは民法上。その辺のことがあるのか。

いずれにしても、もとおかしいと私は言っていますが、これを突き詰めていくといろんな段階的におかしいところが出てくる。こういうシステムは何でこうなっているのかと聞きますと、もちろん公式に聞いているわけではございませんが、納税意識を高めるためだとか、そういうわけのわからん理由でそういうことをしているということになっている。そうで、そんな話を、これが事実かどうかは別としまして、私はそう聞いたことがあります。それもおかしいですね。何かこじつけで理屈を付けているような、そんな気がします。皆さん方は恐らく口に出さないかもわからないが、本音の部分でみんなそう思っているのではないですか。

納税意識を高めるという視点に立って言いますと、今、毎日私ども議員が、皆さん方もそうですが、市役所の玄関に入ってきます。そのときに、振替納税推進のまちという大きい看板がそこに立っている。幼稚園の子どもがわかるような字で書いています。納税意識

を高めるのであれば、当然振替納税がいい。当然非常に有効な手段なわけですが、ちなみに、今現在の野洲市の各自治会別の振替納税、かなり平均したら8割から9割ぐらいはあると思いますが、市税、あるいは固定資産税、振替納税の率はどうなっているのか、全体が。そしてまた、今ここで言います旧中主町の地域、あるいは旧野洲町の減免を受けている地域、その振替納税の率が何%になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、私が9月議会に質問したのは、今しておかないと恐らく、団体交渉まがいのということですか、もどきのそういうようなことが実施されて、来年度のその事業についての対策がされる、そういうことを聞きます。先ほども助役が同和対策の基本計画に基づき云々という話がありました。私も基本計画もインターネットで拾い上げて見させていただきました。幾つかおかしいところが、細かいところいろいろあるのですが、時間がありませんので1つだけ挙げますと、推進の方法という5ページのところで、同和問題の解決は市職員自らの課題として認識し、問題解決にあたるという、そういう1行があります。これは何かおかしいような気がするのですね。市職員自ら、これは市職員に対する計画なのですか。言うなら、この言い方は僕は余り好きではないのですが、どうしても言いかえるのなら、同和問題の解決は市民自らの課題として認識しと。それなら普通でしょうけれども、ここで職員という言葉が出てくるというのがおかしいような気がしますけどね。

だから、こういうものに基づいてそういう団体交渉もぜざるを得ないような状況になっているのではないかと。そんな気もしますが、いろいろ言いましたが、10分の時間を残して再質問を終わりたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） まず、農政のところについてのご回答を私の方からいたします。

議員の方からも、野洲市としてぜひ全域でというお話があったかと思います。農林水産省自身が目標としておりますのは、5年後、平成23年度で農振、農用地のおおむね半分というところを目標とされていると聞いております。ただ、先ほど申しましたとおり、我が市といたしましては、この対策というのは地域の農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るということを目的としていることから、まさに我が市の施策に一致するものでありますし、また農業を重視しております我が市といたしましては、最初からできるだけ全域で参加したいというふうに考えておるところでございます。

環境こだわり農業についてのお話ございましたので、そちらにお答えいたします。

まず、制度の仕組みといたしましては、国としての単価が10アール当たり2,200円出すということを表明されております。これに対して、県が上乘せというか、制度をこういうふうに使うということを表明されて、その上に今度は市が乗っていくという形があります。今、県の方で言われておりますのは3段階ありまして、先ほど10アール当たり3,300円という単価を申しましたが、これは何かと申しますと、基本的な農地・水・環境保全向上対策を行った場合、例えば施設の機能の点検でありますとか、維持保全のための共同作業の計画だとか、水路の川ざらえといったようなことでございます。こういったことをやると3,300円だと。より高度な環境保全活動、例えば循環かんがいだとか農業用水の反復利用でありますとか、そういうものを行っているところは単価として10アール当たり4,400円になります。先ほど議員もご指摘のとおり、より環境こだわり農業をやるというところ、例えば化学肥料と化学合成農薬の使用を地域慣行から5割以上減らすといったようなことをしますと、単価が6,000円になるということでございます。

ただ、この施策全体の目的といたしましては、先ほど申しましたように、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るということを、地域ぐるみで効果の高い共同活動としてするというところを応援していく。つまり、農家なり農家の経営そのものを応援するのではなくて、地域で行う共同活動を応援することでその施策目的を果たすという仕組みになってございます。ですので、支援する対象も、農家ではなくて地域の活動段階を支援する施策となってございます。その際に、先ほど議員ご指摘のとおり、これまでの環境こだわり農業ですと、農家を支援するという形になってございますので、そこが地域としてまとまらないと支援対象にならないということになります。

当市といたしましては、この施策にはぜひ参加したいと思っておりますが、この施策の考え方そのものを踏まえるならば、やはり地域としての取り組みを応援したいということで考えてございまして、個々の農家のこだわり農業に対する支援につきましては、今のところ考えてございません。

実際に実数がどのくらいだというようなご質問があったかと思いますが、これにつきましては、現在環境こだわり農産物の取り組み農家数としては199人でございます。それから、取り組みの面積、これは水稲でございますが、約178ヘクタールでございます。今、県の方からご支援いただいている交付金が758万円ということでございます。環境こだわりの単価につきましては、10アール当たり5,000円でございます。ただ、大

面積になりますと、単価をその分落としていくシステムになってございますので、当市の場合、平均的には10アール当たり4,200円でございます。ですので、地域として、例えば循環かんがいがありますとか、そういった地域共同で取り組む部分につきましては、ほぼ同じ単価という形になってございます。

以上で、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時30分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

助役。

助役（川尻良治君） 田中議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、固定資産税の減免還付の件でございますが、まずこの減免還付はなぜやっているかということについて若干申し上げ、ご質問の内容に入りたいと思っております。

固定資産の減免還付は、地区住民の不安定就労等による所得格差による負担軽減だけではなくて、地区内の土地に対する忌避意識から客観的な評価がされず、不当に低く評価され、取引されている現状がございます。このことにつきましては、全国各地で発生しております地区内の土地に対する差別問い合わせ事件からも明らかでございますし、本市におきましても、合併前の平成16年7月、当時の旧野洲町の人権施策推進課の方に問い合わせ事件がございました。このような状況があるということの中で、固定資産税の減免還付を実施してまいったところでございます。

それから、旧野洲地区あるいは中主地区における固定資産税の減免の手法の違いをご指摘あったかと思えます。確かに、これは地域の状況あるいはこれまでの行政の関わりの相違と申しますが、こういったことがございまして、取り扱い上の差があったということでございます。

このことにつきましては、合併協議の中でもご議論いただいて、例えば議定内容の中には、これまでの取り組みの経緯によって相違するものがあって、急激な統一は困難と。こういうことについてはそれぞれ現行制度を存続するというような形で、経過的に2つの方式を採用いたしておるということでございますので、先ほどご指摘ございましたように、還付の方式あるいは減免の方式ということで取り扱い上の差が今もまだ残っておるということでございますが、今後この辺については検討を加えていく必要があるというふうに考

えております。なお、還付という方式をとったということについては、旧野洲町の時代におきまして、やはり地域住民の自立という観点から納税意識を高めていただくということで、還付方式をとらせていただいていたというふうに認識をいたしておるところでございます。

それから、振替納税の率ということでございますが、これはちょっと計算をしてもらったのですが、固定資産税の振替納税の率としましては、平成18年度で52.34%という形でございますが、これは市全体ということでございまして、これを地域ごとに計算するというのはちょっと今の段階ではできないというふうに連絡ございましたので、とりあえず全体としては52.34だということでご理解賜りたいと思っております。

それから、市職員が問題解決にあたるべきだというふうな表現があるということでございますが、この同和対策基本計画の中で、市職員自らの課題として認識し、というくだりがございますが、これは基本計画の推進にあたっての考え方を述べたところでございまして、当然行政計画としての同和対策基本計画でございますので、これの推進施策としては市の職員、あるいは市行政があたるということでございますので、時によっては市民の方と協働しながらという内容もあるかも知れませんが、ここの部分では特に市としての取り組みという意味で、それにつきましては、これを担う市職員が自らの課題として認識をするというふうな形で表現をしたものでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 田中議員のご質問の中に、市の人権施策は同和行政に特化し過ぎていたという内容がございました。教育の立場から少し申し上げたいと、このように思います。

同和教育、私が関わりましたのはもう40年、昔の話でございますけれども、その同和教育を進める中で、私が今思い返しますと、人権教育を牽引してきた、いわゆる今は同和教育から人権教育へ広がりを見せていると。言葉を変えますと、すべての人間が共に生きる共生の社会をつくっていかうではないか、あるいは人権文化をつくっていかうではないかと、このように同和教育が原点になりまして、そして今、人権教育へ広がりを見せていると。

実例を申し上げますと、一つは人権教育推進委員の研修会が過日ございましたけれども、

その研修内容では、自閉症の子どもたちのことをテーマにして研修がなされています。それから、私も出ましたが、野洲学区の人推協の、これも研修がございまして、そこでは認知症についての研修が行われております。

このように、同和教育が発展、拡充をいたしまして、人権教育へ広がりを見せている。さらに具体的に申し上げますと、性差別で取り上げてまいりましたことが、今、野洲市の中では、これは全国的かもわかりませんが、男女共同参画社会づくり、これはまさに人権教育であります。それから、在日外国人の差別、障害者差別というように、共生社会、共に生きる社会の実現に向けまして進んでいく。さらに具体的に言いますと、高齢化社会に備えまして、高齢者と若い者が共に手を携えて、そして幸せに生きていく世の中をつくっていく。そういうような位置付けを今しているところであります。

学校の同和教育につきましては、これは同和教育の総和は進路の保障であると言っています。それをさらに具体的に申し上げますと、子どもたちの生活と学力を高めまして、希望する進路を保障していく。義務教育の最終は中学校であります。中学生は自分の希望する高等学校、あるいは各種の学校に進学ができるように保障していく。こういうようなこと、しかも被差別部落、同和地区の子どもだけでなしに、一般地区の子どもも、すべての子どもたちの進路を保障していこう、これが第一だというふうにして取り組んでいるところであります。

そういうようなことで、それが功を奏しているのかどうかわかりませんが、今野洲市内では、少なくとも反社会的な生徒指導上の問題は以前と比べたら減ってきているのではないかと。新聞に載るような暴力事件や、そういうようなことは今のところありません。教員の方に若干問題がございましてけれども、生徒たちの方ではそんなに、今のところ目立った問題は出ておりません。不登校やそういうのは、非社会的な、生徒指導上の問題はありますけれども、そういうようなことも同和教育の効果であろうというようなことも思っております。

それからもう一つは、地区内教育につきましてですが、教員を派遣したりしまして、同和地区の中で教育を推進しております。地区内で学んで、そして今、青年になりまして同和地区のリーダーとして活躍をしている、そういう青年もございまして。私が経験しましたことの中には、女の子でございまして、高校生とつき合いをするようになりまして、そしてその男子高校生の保護者から、猛烈な反対を受けまして、美容室に就職をした子でありましたけれども、無意識のうちにパーマ液を飲んでしまった。まさに自殺未遂でござい



ます。そういうような状況もございました。こんなことをさせてはいけません。

ある保護者は、先生、ありがとうございますと、私のところにお見えになりました。どうして、何も私はしていませんよと。結婚の差別もなく、ちゃんと結婚することができたということで、話された方がございました。それから、高等学校の進学につきましてですけれども、私の同級生も1割ぐらいしか高等学校に行っていないですね。ところが、今ではほぼ一般地区と同和地区の高等学校の進学率は同じようになりました。ところが、課題は大学の進学でございます。大学の進学につきましては、やはりまだ若干の格差があると認識しております。

こういうようないろんな課題が、独自課題がございまして、地区内教育はもうしばらく続けていかなければいけないと、このようなことを思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） 教育長のご講演を伺わせていただきまして、ありがとうございます。日本語は難しいし、あるいはまた便利だなという、そういう感想がございます。

まず、農政の方ですが、山田部長はやがて日本の農政全般をどうしようかという、そういう立場になるかというお方でございます。野洲市がこういう環境こだわり農産物等々含めまして、滋賀県全体のモデルになって、そういうようなことがまた日本全国に普及するような、そんなモデルをつくっていただきたい。そういう思いがございます。具体的にどうこういうわけではないですが、山田部長のそういうような抱負も含めまして、お聞かせいただきたいと思います。

それと、人権の話ですが、振替納税の率、全然わからないという話がありました。振替納税推進のまちというでっかい立派な看板が市役所の玄関にございます。当然、私はわかっているだろうと思います。そんなもの、推進のまち、きのう上げた看板じゃなくて早くから上げている看板なのに、それを地区ごとに集計ができていないというのは、それはおかしいと思います。推進のまちと言いながら推進する気があるのと、そういうことになると思います。推進の、いわゆる率の低いところはもっと啓蒙しないといけないわけですから、それはおかしい。何らかの理由で発表できないのかなと、そう思わざるを得ないような回答だと思います。これは固定資産税じゃなくて法人税も含めて一般全体論として聞いているわけですから、固定資産税だけがという話ではございませんので、その辺のことはお答えをいただきたいと思います。

それと、私も二、三日前に市内の不動産業の社長さんと一緒にコーヒー飲みながらしゃべっておりました。駅から歩いて10分のところよりも15分歩いたところの方が土地が高いと、そういう実態があるということは聞いております。そういう事実があるということは重々承知をしておりますが、今も、16年にそういう話があったということでございます。2年前にそういう話があったということでございます。いずれにいたしましても、大津市あるいは近江八幡市では、個人施策というのは今のこの固定資産税に限らず、そういう個人施策はもうなくなっております。いずれ、早い段階でうちの野洲市もそういう取り組みをしないといけないと私は思っております。固定資産税について言いますと、本来合併がなければ17年度からは、旧の中主町地域ではもう固定資産税の減免はなくなるという方向で話はまとまっていたそうでございます。それが、逆戻りという言い方が適切かどうかはそれぞれの判断基準があると思いますが、そういう施策になっていると。そういうところでございます。

それと、これから秋から冬にかけて19年度の予算ということになるわけですが、きのうも、あるいはこれから、あしたかもわかりませんが、多くの議員が一般質問で行財政改革の話がされます。行革推進に向けた提言の中にも、聖域なき改革ということをやられております。当然、そうあるべきだと思います。恐らく、今現在何百名おられる市の職員の中で、この同和事業は聖域だな、あるいはそれに近いなと思われる方というのは、恐らく8割、9割はそうだと思います。もちろん、ここの一般質問の答弁でそうではないという公式な回答はないわけですが、それはわかりきっているわけですが、それぞれの心の中で確認していただければ、恐らくそうだと思う。そこを何とかしないと、施策の基本的なあり方についてはいろいろ意見はあると思います。

私がここでこうして質問することによりまして、今まで特定の議員しかこういう話は質問されてこなかったわけですが、これが一般市民の感覚ですよという認識を改めて市の執行部、あるいは全部の職員さんに持っていただきたい。そういう思いである意味、いろいろ考えるとあつたわけですが、思い切って質問したと、そういう心境でございます。こういう質問をしないと市の執行部も、本音で思っているもなかなか踏み切れない、もう一步が踏み切れないというところがあるのかなと、そういう思いで私は市の執行部の立場になって気を遣って質問したと。そういうのは心のどこかで、私自身の本音としてあります。

そういうところもくみ取りをいただきまして、最後に総括的にその辺については市長が

らコメントをいただきたいと思います。

以上、終わります。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） まさしく、既に全国のモデルとなっていっしやるグリーン中主をされている田中議員から、身に余るお言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。

抱負ということかと思いますので、一言述べさせていただきますと、やはり行政担当者といたしましては、農業というのは行政がやっているものではありませんで、農業者なり農業の団体さんがされていると。これは農業だけではなくて、私が所管しております商工、工業、観光とか、そういった分野もすべて一緒だと思います。行政そのものがやっているわけではなくて、あくまで行政はそういう方々を応援する立場としてベストを尽くしたいと思っています。特に農政につきましては、新基本法で、地域における農政と、地域に支えられ、また地域を支えていく農政ということが打ち出されました。これはきのうの西本議員のご意見の中にもあったかと思えます。従来からそういった面はあったのですが、行政として、そういう地域における農業という面を重視してやっていこうということを打ち出してまだ10年経っておりません。ですので、特に野洲市という工業もあり商業もあり、いろんな面で活気のある市の担当者といたしましては、野洲市という地域の行政の一員として、私なりの全力を尽くしたいと思っています。

以上で、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 最後の締めくくりをと、こういうことのようにございますので、まず、農政につきまして若干申し述べたいと思います。

おっしゃるように、農水省の振興局の課長補佐をお務めになっておられた山田部長を迎えて、野洲市の将来の農業をどうしていくのかということを考えながら、いろんな面で助言をいただこうということで来ていただいております。そうした中で、先ほども傍聴席においでになったのですが、農水省から関心があって今日の議会に傍聴に来たと、こういうことでもございますので、とりあえず滋賀県がどうであろうと、野洲市にとっては国の施策に乗った新しい農業施策を展開していきたい、こういう思いをいたしておりますので、ご理解をいただいております。

それと、同和問題についてですが、私ごとになるのですが、特別措置法ができて、当時

から10年余り同対事業を責任持ってやっておったものでございます。その当時、いろいろと施策がございまして、先ほどからいろいろと質問されておる言葉の隅々に、今の時代的な背景から申し上げますと、うなずくところもございまして、それ以来30年間経過しているわけですね。その30年間の中に、言うなれば時代的な背景を含んだ進歩、あるいはいろんな問題を参酌しながら進んできたと言いがたい面がございまして、言葉の節々に思いますと、やはり今、隣の県でいろいろと問題が出ています。これは別としましても、やっぱり国民の意識、あるいは市民の皆さんの意識が変わってきているということは率直に我々は受けとめなければいけないということと、もう一つ、さきほども職員の責任においてやらないといけない。これは事業のことのようですが、やはり同和問題の解決については国民的課題だということなのですが、そういうことも含めまして、職員にも課題はあるのですが、ただ、今この時代になって、やっぱり行政が自主的に対策については施策を展開していかなければいけないだろうと。ちょっと言葉の中でおっしゃいましたけど、要求を受けてそれを行政がやっていくということではなしに、行政自らが解決していくということになれば、行政自身が施策を打ち出して一般施策と競合しながら解決をしていかなければならない。そういうことであろうなという思いをいたしております。30年間経過した今、そういうことを思うということの一端を申し上げて、お答えとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第10号、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 大きく3点にわたって質問させていただきます。

まず、第1点目、野洲市の国民健康保険制度の充実について質問をいたします。

国民皆保険制度のもと、野洲市で7,312世帯、42.96%、1万4,651人、29.4%の方が加入されています。本来働いている人は社会保険に加入するはずですが、近年派遣労働やアルバイトなどで健康保険がなく、国民健康保険に加入されている方もあります。また、60歳を過ぎて年金も比例報酬の分しかもらえず、アルバイトで補っている方もおられます。社会保険には傷病手当があります。病気になれば6割ぐらいの傷病手当を受けることができます。しかし、国保にはなく、病気になったら収入は途絶え、その上医療費はかかり大変な事態になります。高額療養の支給もありますが、限度額がどんどん引き上げられています。住民税を払っている人は7万2,300円です。さらに、医療費の対象にならない食費やおむつ代、部屋代などを払わなければならない、最近胃がんの手術をされた方から医療費の相談を受けましたが、入院3週間で65万円の請求がされ、そ

のうち16万円支払われました。このご夫婦は月11万円の年金で生活されています。

生活保護の基準も小泉内閣の5年間で大幅に引き下げられました。2004年度には生活保護基準を0.9%切り下げられ、加算を削減しました。また、この3年間で老年加算も廃止されました。60歳から69歳の夫婦の2人の生活保護基準が9万5,000円プラス家賃という基準であります。家賃はそのまま支払わなければならない、生活費にはなりません。夫婦で月11万円の年金しかない方も16万円の治療費を払わなければならない。これは、前年所得が基準のため、介護保険も年金から天引きされて、夫婦で月8,700円も払っておられます。また、国保税も課税されています。住民税も課税最低限が引き下げられ、納めておられます。年金以上の支払いとなっています。

国保税には法定減免があります。均等割、平等割の分を2割、5割、7割の減免がありますが、医療費についてはありません。法律的には、国民健康保険法第44条において負担軽減を決めているのですから、当然医療費についても負担を軽減すべきです。裁判の判例でも減免すべきと出されていきました。働くことができなくなっただけからの社会保障は本当に深刻な状況となっています。

このような状況から、次の点を質問します。

第1点目、国民健康保険制度に傷病手当制度をつくるべきです。国がするまでの間、被保険者である野洲市で創設すべきです。見解を求めます。

第2点目、国民健康保険税の算定根拠は前年度所得となっています。そのため、病気で収入がなくなっても収入の減額が5割以上でないと減免対象にならないという状況があります。これを改善し、現年度予想で減免をすべきです。見解を求めます。

第3点目、さらに、収入より医療費の方が高くなる状況を改善するため、国民健康保険法第44条に定められているように医療費の法定減免を行うべきです。見解を求めます。

次に、認定こども園について質問いたします。

6月の国会で「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、略称として認定こども園の法律が決まりました。これには4つの型があります。

1つは幼稚園と認可保育園の連携型、2つ目が幼稚園が保育を必要としている在園児のために保育を行うなどの機能を持つ幼稚園型、3つ目が認可保育園が常時保育を必要としない子どもを保育するという機能を持つ保育所型、4つ目は地方自治体が独自の基準で補助している無認可の幼稚園、保育所、例えば東京では認証保育所がこれにあたりますが、教育・保育の一体的提供や子育て支援を行う裁量型であります。

この法律は、各都道府県に申請されたものを認定こども園として認定するというものであり、県の姿勢が大きく影響いたします。滋賀県がどのような条例をつくるかは知りませんが、国の審議段階で問題になった点があります。

第1点目は、現行の最低基準を切り下げる内容が含まれています。例えば、調理室も保育所では設置しなければなりません、給食の外部搬入を認めています。

第2点目は、運動場についても保育所や幼稚園の設置基準にはありますが、近隣の公園でも可能ということになっています。

第3点目は、ゼロ歳児から2歳児については保育園と同様の職員配置とすることが望ましいとしていますが、3歳から5歳については35人以下で構成し、長時間になる子は保育園と同様の対応ということになっています。

第4点目は、認定こども園は保護者と園との直接契約であり、保育料は自由に設定でき、保育料の払えない人は排除されたり、逆に認定こども園の競争により、教育・保育内容の切り下げ、低料金競争になっています。既に、東京の認証保育所ではそういった問題が起こっております。

野洲市では、中主幼稚園での預かり保育の問題や篠原保育園と篠原幼稚園の幼保一元化が検討されています。

国は、保育所の補助金を削減し、また公務員を削減する方向で、保育を市場やもうけ優先の原理を持ち込む足がかりにしようとしています。

昨日の一般質問で、公明党の議員の方の質問に対して、市長は、望んでいた一つの方法、幼保一元化への一歩というようなことを答弁されました。認定こども園の内容を知っての答弁だと思いますので、お尋ねいたします。

これまで、保育園には児童福祉法に基づき負担金などが出されています。また、幼稚園には文部科学省の基準に基づき交付税が出されています。今回の認定こども園は幼稚園が新たに行う経費、3歳未満児の保育や保育所が新たに行う教育の経費は、施設の責任で自己負担となります。この負担は保育料の値上げで補てんされるということになりますが、もし、仮に中主幼稚園の預かり保育の問題を解消するために、また篠原幼稚園と保育園を一元化するために、認定こども園の法律を適用した場合、野洲市では保育料の値上げでなく市として財政措置をとられるのでしょうか。市長の見解を求めます。

県が条例を決められますが、野洲市ではこれまで保育園ではゼロ歳児は3対1、1歳児は4対1、2歳児は6対1、3歳児は20対1、4・5歳児は30対1で保育士さんを配

置し、障害者加配などを行われてきました。幼稚園においても、3歳児は加配をしてきました。しかし、認定こども園では、4・5歳児は35人に1人の教諭です。3歳児はクラス単位となっていますから、何人に1人の教諭でしょうか。障害児加配はどのようになるのでしょうか。そのあたりも民間の幼稚園、保育園となると基準もなくあいまいであります。入園にあたっては園との契約ですから、障害児は受け入れてもらえないということもあり得ることになります。

野洲市では、民間幼稚園はありませんが、しかし湖南市にあるひかり幼稚園や近江兄弟社の幼稚園などに通われている子どもさんも野洲市内にはおられます。野洲市で今後どのような施設整備や職員配置をされるのか、またどのような教育、保育を行うのか。児童福祉法第24条に保育を必要とする家庭への保育の実施責任は市町村にあると明記されており、この点に照らしての見解を求めます。

3点目、災害に対する対応について質問いたします。

先月8月12日に起こりました田中山配水池への落雷事故は、多くの課題を提起しました。幸いにも人の命に関わるものが起こらなかったということには安堵いたしますが、6,000世帯が朝から昼ごろまで水が出ないという状況に対して、またその後白く濁った水が供給されたことについて、行政としてどのような教訓をくみ取られたのでしょうか。

まず、第1点目は、市民からの通報に対する対応についてお伺いいたします。休日や深夜に市役所への通報は警備保障が受け、関係課に連絡することになっています。今回の教訓は警備保障からの連絡に対して、通報から5時間も放置されていたことに問題があります。職員の危機管理、連絡などのマニュアル、指示系統など、機敏な対応の対策はどう改善されたのでしょうか。

第2点目、災害の伝達方法について。職員への連絡、市内の状況掌握などについては、市の職員が各字には誰かがいると思います。職員への聞き取り調査など、全体を掌握する手だてとして確立する必要があるのではないのでしょうか。

第3点目は、住民への伝達方法についてお伺いします。防災無線により、まず何が起きているのかを知らず、そして行政として何をしているのかを知らずことが必要です。しかし、静かな朝の時間帯でも聞き取りにくかったということは、暴風雨のときには何も聞こえないということが言えるのではないのでしょうか。この改善はどのようにされるのでしょうか。答弁を求めます。

第4点目は、住民を不安にさせない対応についてです。住民からの電話などで寄せられ

る不安に対して、内容を集約し、自治会への連絡、自警団などを使い、行政の見解、対応を知らせる手だてが必要ではないでしょうか。

第5点目は、市役所の電話は大規模な災害においては役に立たないということが判明しました。この現実を認識し、今後どのような対応を検討されているのでしょうか。

第6点目は、今回まず困ったのが水洗トイレです。また、住民に対して風呂の水を流さずためておくという生活習慣のPRが必要ではないでしょうか。住民生活だけではなく、野洲市内には病院もあり、老人ホームや障害者施設もあり、大規模な災害に対しての防災計画の見直しが必要ではないでしょうか。

第7点目は、災害を未然に防止することに対策を講じるべきであります。今回の断水事故を防止するためには、さまざまなことをすべきでした。水道管のループ化は機能させたのでしょうか。ループ化ができていないとするなら、早急にすべきではないでしょうか。ライフラインで重要なものは水、電気、ガスです。このうち行政が担っているのが水です。1つがだめになれば全部がだめになるという状況ではなく、1つがだめになってもこの道があるという状況にすべきですが、見解を求めます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、野並議員の第1点目の野洲市の国民健康保険制度の充実についてのご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の国民健康保険における傷病手当制度の創設についてですが、傷病手当金の給付につきましては、国民健康保険法に定められておりまして、保険者による任意給付となっております。しかし、現在の厳しい国保財政状況やこの財源を国民健康保険税に求めることから、この制度を導入することは現状では困難と考えております。

次に、2点目の現年度収入予想による減免についてですが、現在国保税の減免は要綱の定めに基づき行っております。ご質問の収入の減少に起因する減免につきましては、既に現年度の所得予想に基づいて判定をさせていただいているところであります。この減免の適用に際しましては、現年度所得見込みに対する判定基準が必要となることから、失業や傷病等により当該年度の総所得見込みが前年の所得に対して2分の1以下となる見込みで、なおかつ所得見込み額に対する保険税額が10%以上となる生活困窮者を対象とさせていただいているところであります。

次に、3点目の医療費の法定減免についてですが、医療費の法定減免につきましては、国民健康保険法の第44条において、特別の理由がある被保険者で医療機関などに一部負



担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金の減免ができることになっております。この医療費の減免につきましては、本市だけの問題ではおさまらないため、実施に向けては収納機関であります医療機関等も含めた広域的な議論が必要となっております。そのため、現在県下13市で構成する都市保険年金連絡協議会において検討課題となっておりますが、今のところ統一的な見解に至っておりません。

また、本市の国民健康保険運営協議会にお諮りをしておりますが、引き続きの検討事項となっております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 野並議員の認定こども園に関します質問にお答えいたします。

認定こども園につきましては、8月下旬に県が市町の担当者会議を開催されまして、説明を受けましたが、まだ具体的な検討には至っておりません。

県の説明では、職員配置については経営の効率性のみを重視せず、子どもの健やかな育ちを中心に置いた上で柔軟な対応が可能となるよう、モデル事業も含め、引き続き国が検討することになっており、具体的な設定基準は国の指針を参酌して、県の条例で定めるということになっております。

また、施設整備につきましては、基本的には幼稚園、保育所のいずれの基準も満たすべきであるということになっております。私立認定保育所の利用料については、応益負担を原則としつつ、負担能力に配慮した負担との考え方を前提として、施設ごとに額を設定し、市に届け出なければならないことになっております。その額が利用料設定の基準に照らして適当でないときは、市長が変更を命ずることができ、従わないときは認定こども園の認定を取り消し得るということになっており、そういう説明がございました。

本市の取り組みにつきましては、昨年度幼保一元化のあり方についての方向性を探るために、野洲市乳幼児保育のあり方検討委員会を設置いたしまして、検討してまいりました。その中で、提言として、保育・教育の組織の一元化を図ること、例えば幼児課をつくるということや、両職員の資質向上に向けての取り組みとして、研修の確保や人事交流を行うこと、教育・保育の内容を就学前の子どもが統一したカリキュラムにより同じ保育・教育が保障されるように、野洲市乳幼児保育年間指導計画に基づきまして、保育・教育を実施することや、今後の施設整備にあたっては幼保一元化を見据えた検討が必要であると提言をいただいております。

議員が懸念されております認定こども園につきましては、今後、国や県の動向を考慮しつつ、地域特性を踏まえまして、必要性や利用者の合意形成の状況、及び環境条件等を考慮し、幼保の一元化の提言や、現在検討しています第1次野洲市行政改革大綱等も踏まえ、慎重に議論をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 野並議員の3点目の災害に対する対応につきまして、お答えをさせていただきます。

第1点目の市民からの通報に対する対応についてでございますが、ご指摘の教訓を踏まえまして、改善を図ってまいりたいと考えております。具体的には、施設異常を早期に把握できるような設備面の充実を検討しております。また、漏水当番をはじめとする担当職員が待機中や初動に行うべき事項の明確化や、日常的な点検、訓練の一層の充実を図り、夜間や休日の監視管理を強化することなどを検討いたしました。

第2点目の職員への連絡などの災害の伝達方法についてでございますが、先日の地震災害総合訓練においても、参加職員に被災状況報告書を提出させるなどの指導をしており、今回の対応に際しましても、地域に住む職員を通じ、状況を収集し、広報の内容や給水車の配置に反映させました。今後も引き続き、寄せられた情報の共有や活用、市役所内のより円滑な連携といった点についてより一層円滑に行うよう指導してまいりたいと考えております。

第3点目の住民への伝達方法及び第4点目の住民を不安にさせない対応についてでございますが、伝達方法につきましては、ホームページへの掲載、公用車による広報、報道機関を通じての伝達等、幾つかの伝達手段があり、その中の一つが防災行政無線であると考えております。防災行政無線は瞬時に広範囲にわたり情報を伝達することが可能であります。ご指摘のとおり、気象状況や周囲の騒音等により聞こえにくいこともあると思えます。こうしたことから、防災行政無線には放送内容を確認できる電話応答装置が設置されており、全戸配付いたしましたパンフレットにもその電話番号を記載させていただいております。また、設計上、放送が聞こえないと判断される地域には、戸別受信機を設置し対応しております。今後も戸別受信機の設置等で対応を考えたいとは思いますが、さまざまな情報手段を駆使して伝達すると共に、地域の自治会や自主防災組織等との連携を強化し、災害に対する減災対策に努めてまいりたいと思えます。

第5点目の市役所への電話についてでございますが、災害が大きくなればなるほど、通信インフラは機能しにくくなります。今回の場合は、市において問い合わせの電話に対応できる職員の人数が、休日であったこともあり当初は通常の日直の2人しかいなかったため、十分な対応ができなかったものでございます。今後、災害が発生した場合は、電話に対応する職員をふやすと共に、先ほど申し上げましたように、さまざまな手段を用いて情報の収集、伝達に努めてまいりたいと考えております。

第6点目の風呂の水ですが、環境面、防災面から風呂の水をすぐに落とさず、洗濯や散水に利用することや、災害に対応することは重要でございますので、今後いろいろな手法で広報していきたいと考えております。また、病院や老人ホーム、障害者施設等各施設については、施設ごとの危機管理マニュアルに基づき対応されることとなりますが、市といたしましては、各施設と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

第7点目でございますが、複数のルートにより水道を配水するための整備は進めております。例えば、旧野洲町内では三上学区等の当市の自己水源地域と県水を配水している大篠原等の高い位置にある地域、北野学区等の低い地域の3地域に分かれておりますが、互いに配水の連絡をすることができます。しかしながら、通常使っていないパイプ等の施設に通水すると、広い範囲で茶色の濁りが発生するという欠点もあることから、今回の場合はこの操作を行っておりませんでした。また、合併を機に旧中主町と旧野洲町の間を結ぶ連絡管の計画をしておりまして、これによって大きな災害に備えることといたしております。平成17年度に竹生・比江間の設計、平成18年度にその施工に加えまして市三宅・北野一丁目への送水のための比江水源地の整備の設計に着手しており、今後も着実に進めていく思いをしております。

また、地域防災計画の見直しにつきましては、毎年野洲市防災会議において協議をいただいております。今後必要に応じて見直しを行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） まず、国民健康保険の問題で再質問いたします。

国民すべてひとしく医療を受けられるように、また社会保険に加入していようと、国保に加入していようと、安心して暮らせるような状況でないとだめだと思います。社会保険では傷病手当を1年6カ月間支給してもらえます。標準報酬月額額の6割、来年4月からはこれにボーナスも入った6割になりますから、かなりの生活の保障ができます。

国保にはそういうふうなものがございません。先ほどのご答弁で、そういうことは財政上困難ということをおっしゃいましたが、国民としてどの保険に加入していようと、病気になってたちまち大変という、そういうようなことはひとしく医療を受けるという状況にはなりません。今現在、国保加入者で給与所得の方が何人おられるのか、お尋ねをいたします。

それともう一つは、先ほど言いました年金で暮らしておられる方ですが、基礎年金があたりまだ比例報酬の部分だけという方は、本当に皆さん、アルバイトしてつないでおられますが、年金と給与を合わせたの所得の人、60歳から65歳までの方がいったい何人おられるのか、お尋ねをいたします。

国民健康保険は前年度課税です。この前年度課税によって、先ほども言いましたように、今の受け取っている収入よりも医療費がオーバーするというような状況ですね。それと、社会保険は標準報酬月額に対しての保険料になっていますから、不動産の売却や相続税、そういうのを受け取っても保険料にははね返りません。しかし、国民健康保険税は前年課税ですから、分離課税であっても土地を売ったらその売却益として申告をしますから、明くる年はぼんと最高限度額になってしまうというような状況になっていまして、この課税制度そのものに不公平があるというふうに思いますが、国保課の方、不公平感を感じておられるのかどうか、見解を求めたいと思います。

こういった方々に対して、収入がどんと減ったというような方に対しての減免があるのですが、今さっき言われたように、2分の1以下、生活費の10%以上というような状況になっていまして、本当に救えない方々が存在してくるのです。今、生活保護基準も非常に下がっておりまして、生活保護を受給することもできない。先ほど言いました年金11万円、奥さんが無年金でご主人の厚生年金だけなのですけれども、夫婦で11万円。この人は生活保護の基準に該当しないのです。生活保護は9万5,000円プラス家賃ということで該当しませんでした。ですから、こんな方々も、最高限度額の医療費7万幾らかを払わなければならない。しかも、保険にかからない食費やおむつ代、居住費、そういったものを払っていかなければならないというような状況で、本当に病気になったら目も当てられない状況になっております。

ですから、やはり納めるときにはきちり納めておられるのですから、たちまち困ったという状況の人に対しては、2分の1と言わないで、この方計算してもらったら46%なのです。わずか4%足りないがために減免ができない。そんなのではなくて、4割下がっ

たのだったら4割所得割を下げてもらおう。そういうふうな形の減免の状況に改善していかなくてはならないのではないのでしょうか。答弁を求めたいと思います。

それと、言われました国民健康保険法の第44条で定められている医療費の部分ですが、他の自治体でもされておられます。盛岡市で2004年から実施されております。基準が生活保護基準の1.1倍で免除、1.2倍で8割減ということです。仙台市では2004年10月から行われておりまして、生活保護基準1.15倍、それが基準となっております。10割の免除から8割、6割、4割、2割というふうな形で医療費が免除されております。私が相談を受けた年金11万円の夫婦の方、計算してみますと、盛岡の場合も仙台の場合も、医療費は免除ということになります。1.1倍に該当するのです。だから、本当に医療費が免除になったら安心して医療を受けられるのですが、なけなしのお金をはたいて後どうするのだろうと。これからまだまだ放射線治療が毎月通院で何万円も払っていかねばならないような事態がのしかかってきています。

そういった意味では、広域的でやらなければならない、検討の状況のままだとおっしゃいますが、本当に至急に救っていかないといけないのではないのでしょうか。この方と話していたら、病気による自殺はよくわかるとおっしゃっていました。お金がなければもう病院に行くこともできない、もう死ななければしょうがないというのが今、現実としてあるのです。

こういった事態を打開するためには、法律がきちっとあるのですから、それに基づいて国保の加入であろうと、社会保険の加入であろうと、病気になっても安心して生活ができるという状況を何としても、一日も早くつくっていただきたい。行政としてどういうふうに考えておられるのか、見解を求めたいと思います。

認定こども園の問題ですが、慎重に議論ということをおっしゃいました。しかしながら、国が出したものに対して、国の指針に参酌をするということをおっしゃっていますから、国の域から出ないですよ。先ほど私が問題点を指摘しましたように、県は何かいろいろと、応益が原則とか何とかかんとか、子ども重視とかいろいろなおっしゃっていますが、けれども国はとにかくもうどんどんと兵糧攻めをしていますので、補助金をカットしていくという方向、そして国がその方向だけではなくて規制改革、民間開放推進会議の中間答申というのが7月に発表されました。

この7月31日に出された中間答申では、もっともっと認定こども園を規制緩和で株式会社がどんどん入っていけるようにすべきだということで答申をしておられます。この会

長さんは宮内義彦オリックス会長がなっておられまして、中間答申で行政の役割は自ら、あるいは委託の形で保育サービスを提供するのではなく、公的扶助色の薄い普遍的な仕組みへと抜本的に転換することが求められるということで、国や自治体が保育から手を引いて営利企業の参入を促進することを目指しておられます。こういった中間答申が出され、国に迫っていているという状況ですから、この方向でどんどんと進められていくのではないかと。この国の方向に対して、県や市がきちっと、本当に今までの保育園の実態を、子どもを中心としたことで本当にやっていけるのかということを持たないとだめだと思っております。

もう既に行われている栗東では、平成15年度から幼保総合化を取り入れて、幼稚園と保育園が合体して行われています。そうした中で、幼保総合化でシフト体制、ローテーションが組まれて、効率的幼稚園運営が追求された結果、職員は疲労が蓄積して、途中退職や休職が頻発して不足しているのです、保育士さんが。クラス担任の保育士すら確保できないという事態になっていまして、正職が40%、臨時嘱託が60%というような状況で、野洲市がいったいどうなっているのかというのを、正職と臨時の比率をお尋ねしたいと思います。栗東では、臨時職員を募集しても集まらないという現状になっているのです。このような事態がもう既に、先取りで行われている地域で起こっているという現状に対して、行政はどういうふうな見解を持っておられるのか、お尋ねします。

それと、認定こども園というのは国との直接契約ですから、今の状況で収入に応じて保育が行われておりますが、野洲で非課税からC階層で全体の4割の子どもがその階層におります。そうした子どもたちの状況はいったい認定こども園の場合はどうなるのでしょうか。そこの保育園が決められる状況になりますから、基準に合ってそれを認めない場合は取り消すというような形をおっしゃいましたが、その基準を行政はどういうふうにしようとされているのか。

それと障害児加配、これはありませんね、認定こども園には。その問題をどういうふうにご考えておられるのか。

また、広域入所は現在守山やいろんなどころに、29人の子どもたちで、去年度決算で1人70万円支出されていますが、こういったところが認定こども園になった場合に入所委託という形で広域入所のお金を出されるのかどうか。これは結局、出されないとしたら保育料の値上げになると思うのですが、こういうところをいったいどういうふうにご考えておられるのかお尋ねいたします。

最後に、防災に関する事で、いろいろと検討をしていただきたいのですけれども、最後の7点目で、ループ化をすと言いながら、ループ化して水を出したら茶色に濁って使えないということをおっしゃいましたでしょう。使えないような状況でループ化してどうするのですか。いつ使われるのですか。話が合わないのです。当然、ループ化してそれを使うというのなら話はわかるのですが、出したら水が濁るから出さなかったとおっしゃっているのでしょうか。どういうふうな形でされるのですか。このつじつまを合わせていただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 水道の配水のループ化についてお答えいたします。

先ほど総務部長の方からお答えしたとおり、現在、例えば野洲市の場合は大きく3地区で互いに水の融通をできる形にしております。しかしながら、その3地区のちょうど真ん中にあたる配水の区域で、今回の断水の不都合があったわけですが、隣り合う三上の方、大篠原の方からの水の融通はしてございません。その理由として、先ほど茶色の濁りが発生するというお答えをいたしました。これについてもう少し詳しくご説明いたしますと、接続部分のパイプ、弁につきましては、通常使っておりません。その部分につきまして通水いたしますと、そういった部分にはともすれば汚れがたまっておりますので、それが通水に伴いまして地域に拡散して広がると。その結果、水道管から茶色い濁りが出てくるということがございます。

これは、ときどき工事をするときにもそういった場合があるかと思えます。これについては、その解消のためにしばらくご家庭で濁水を抜いていただく、もしくは川等に設置しております途中に弁がございまして、そういうところからそういう濁り水を抜くという作業がございます。そのために、濁りをおさめていくのに、またしばらく時間がかかるということがございます。

ですので、断水等が長期にわたる場合は、当然この弁を開いてお互いに水を融通するという事を考えてございますが、今回の場合、数時間ということで恐らく復旧するだろうという見込みが立ちましたので、今回のような比較的短時間で配水が再開できるという場合には、この操作をして茶色い水で濁る範囲を広げるといった事態とのメリット、デメリットを勘案して、今回は弁を操作してお互いに配水するという事をしませんでした。ということでございますので、以上をもってお答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、国民健康保険に関する再度のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の加入者の給与所得者の人数と、年金と給与所得の方の60歳から65歳の人数でございますが、これは電算的にまだすぐには集計ができませんので、ちょっとお時間が必要でございますので、今回お答えができませんのでご了解をいただきたいと思います。数字が出ましたら報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、第2点目の保険料の前年度課税の件でございますが、不公平感を感じないのかということですが、保険料の計算というのは前年度の所得でなければできませんので、この制度そのものは正当というふうに思っております。

もう一つの減免の件でございますが、これはもうお答えしましたように、当該年度の所得が非常に急減になるという場合は、現在行っております。それで、改善をすべきではないかというご指摘でございますが、この現在の減免制度の中では、一応一つの基準は設けておりますけれども、その基準に反しましてその方の生活実態を総合的に判断して減免を考慮するというふうな仕組みになっております。野並議員が出されております事例の方も46%であったということでございますが、引き続きの医療費をこのまま支払う状況だと、個別によっていろいろな条件が加味されますので、そういう点も総合的に換算しまして、対応を図っているという状況でございます。

それから、第3点目の44条の関係でございますが、これはおっしゃるとおりでございますけれども、先ほども申し上げましたように、広域的なもの、それから当然充てる財源的なものも議論が必要でございますので、現在私どもの方も運営協議会等で議論していただくことになっておりますので、引き続き議論をお願いしたいというふうに思っています。

それから、認定こども園の件で、正職と臨時職の比率でございますが、保育園の場合は正職が現在では約47.9%、嘱託が40.4%、臨時が11%という状況でございます。

その他、保育料の基準あるいは障害児加配がどうなるのか、広域入所の場合の委託料の問題等のご質問がございましたけれども、先ほど教育長が答弁しましたように、まだこの点についてはほとんど具体的な議論がされておられませんので、現段階ではお答えができませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 国保の部分に関しまして、今、本当に派遣やアルバイトという



ような形で、労働者でありながら国保加入という現実が存在してきています。昔のようにお商売されている方、農業をされている方というような、そしてまた年金で暮らしているという層ではなくて、本当に現役で働いておられる方が加入をされてきているのがふえていく状況だと思っております。ぜひともこの人数、率を明らかにしていただき、そういう意味では当然44条の早期実施が求められているというふうに思います。減免も本当にもっとちゃんと大変な生活実態を反映できるような減免にしなければ、取るときだけは根こそぎ取っていく。いざ困ったというときにはいけませんというような制度では、やはり国民が一生懸命納めようというようなところにもならないという意味では、きちんとしていただきたいと思っております。

それと、認定こども園ですが、まだ何も決まっていないういながら、どんどんと中身が、それぞれの県で条例を決めていかれます。やはり、下からもっと出していってもらえないといけないといけないと思っております。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後1時00分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11号、第13番、田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） 昼一番で眠たくなる時期ですが、なかなか眠気をさますような質問ができないと思っておりますが、ひとつ回答の方よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、野洲市行政改革推進委員会の提言を受けて、質問をいたします。

近年、野洲市を取り巻く環境は、三位一体改革に伴う地方交付税制度の見直し、国庫補助負担金の廃止、縮小など、厳しさを増す一方で、多種多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限られた財源をより効果的に配分する簡素で効率的な行財政システムの構築が求められております。

野洲市では、一昨年10月の合併以来、財政面ではスケールメリットによる効果や、合併特例債の活用による新市のまちづくりを進めてきましたが、18年度の予算は起債と財政調整基金の取り崩しによる予算編成となり、経常収支比率が97と、財政の硬直化は深刻で、19年度以降の予算編成は抜本的な見直しが求められております。

市では、行財政改革の推進に向け、野洲市行政改革推進委員会による議論を深められ、8月に提言が提出されました。提言を実行し、行財政改革の推進を図ることが大きな課題

であり、また、それらを実行するには多くの皆さん方の痛みを伴わなければなりません、どのように進めていかれるのか、市長のお考えをお聞きいたします。

また、すべてを実行に移すには最低四、五年の歳月が必要で、即効性のあるものとはなりませんので、いち早く取り組めるものから、その提言を生かしていかなければなりません。職員の意識改革、来年度予算の編成についての編成システム、補助金の大幅な見直し等が必要となります。

職員の意識改革は、私は常々、市役所が変わればすべてが変わると訴えてきました。提言にあるように、意欲ある職員を養成し、活力あふれる働きがいのある職場づくりに努めると共に、住民の目線に立ち、市民ニーズに対応することにより市民の意識も変わり、市民と行政が一体となるまちづくりが可能になると思われるが、その点についての見解もお伺いいたします。それにより、少数精鋭な職員も養成され、職場もスリム化、効率化が進むものと思われませんが、今現在いる職員数をどのようにされるのかもお答え願います。

次に、野洲市の予算編成は従来の要求限度額方式からすべての事業をゼロから見直し、各部課からの予算要求をするものとなっており、一定の前進は見られるものの、財政の査定などにより実質的には一律に近い削減にとどまる傾向があり、事業そのものを廃止したり、必要性の少なくなった効果の低い事業を見直し、より市民ニーズを反映した効果の高い事業へシフトするといった予算編成が行いにくいものとなっております。各部課が自らの権限と責任で予算編成を行い、事務事業の廃止、縮減を含めた積極的な見直しを推進し、市民ニーズを的確に反映した効果の高い事業へ財源を配分できるよう、予算編成システムの導入を目指すべきですが、それについても見解をお伺いいたします。

次に、各種団体が取り組む公益活動や市の施策の推進に寄与する活動を支援するため補助金の交付を行ってきましたが、既得権化したり、所期の目的や効果などが明確でないものも見受けられます。補助金は公益性のある活動に対する支援が基本原則であり、適正かつ効果的、効率的な執行を確保するために、日々変化を続ける社会情勢や市民ニーズに即したものであるかの見直しが必要です。補助金改革についても見解をお伺いいたします。

以上です。よろしく。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 田中孝嗣議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回の野洲市行政改革推進委員会の提言は、市民の目線で活発な議論を踏まえ、広く4つの視点でご意見をいただいたものでございます。その中で、具体的な数値目標の設定を

示すべきものとの提言もあり、私はこれらの提言を極めて重く受けとめております。今後の行政改革の推進に最大限生かしていきたいと考えております。

行政改革の推進過程におきましては、市民の皆さんから厳しいご指摘を受ける場面もあろうかと思いますが、市民のご意見に真摯に耳を傾けながら、ご理解とご協力を仰いでまいりたいと思います。

次に、職員の意識改革についてのご質問でございますが、職員は多様化、高度化する市民ニーズを的確にとらえ、自己決定、自己責任に基づき地域課題に対応した市民起点の独自のまちづくりを進めることが重要でございます。そのためには、政策形成能力の向上を主体とする職員研修を充実すると共に、市役所が市民にとって身近な存在になるよう、市民の中へ、まちの中へ、そして地域の中へ出向く積極的な意欲を持った職員を育成し、活用することによって、組織の活性化を図ってまいります。

また、市職員の定数の適正化につきましては、昨年11月に平成17年度4月1日現在の職員数458人を、今後5年間で23人の減員となる435人とした定数適正化計画を策定し、職員の適正化に努めております。しかしながら、昨今の厳しい財政状況などを受け、現在定数適正化計画の見直しを進めているところでもございます。この見直しにあたっての基本的な考え方といたしましては、より簡素で効率的、効果的な行政運営を目指し、一層の職員の削減を進めると共に、国や県からの権限移譲など、将来の行政需要の予測のもとに職員の適正な配置を図るものであります。

次に、予算編成の考え方でございますが、歳入に見合った歳出の財政構造、これをしっかり押さえていくことが大切であると思っております。今後は、財政健全化計画を推進する中で、行政評価システムの運用により、施策や事業の優先度の議論をもとに、事業の成果を十分見極め、事業を選択していきたいと思っております。その際には、ゼロベースからの事業の大胆な見直しを行うことが重要であると考えております。この事業を本当に継続すべきか、改善の余地はないのかなどの観点で、一からの見直しを行ってまいります。また、必要最小限の費用で最大の効果が得られるよう、限られた財源の中で知恵と工夫を出していきたいと思っております。野洲市の地域性を生かした、実際の効果の出る予算となるよう、努めてまいりたいと思っております。

次に、補助金改革の考え方でございますが、補助金については交付基準を定めることにより、一定のルールをつくっていきたいと考えております。社会的、経済的実情に合わなくなったものの見直し、既に目的を達成したものの廃止、また類似の補助制度の統合等の

整理合理化を行うと共に、その必要性や事業効果等を精査する中で、ゼロベースからの交付方法を検討いたしたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） それでは再質問をさせていただきます。

今回の質問にあたり、3人の議員で寝屋川市へ行革の勉強に寄せていただきました。そこで、いろんな形の中で寝屋川市との違いということで、野洲市との違いの件を聞いていきたいと、そんな思いをしておりますので、どうかよろしく申し上げます。

まず、職員の定数、行財政改革の中には人件費は非常に大きなウエートを占められると思います。市長は先ほど23人の削減をして、5年後には435人の定数という話でした。寝屋川市では、15年度から職員の定員適正化に対して取り組みをされており、事情はあるのですけれども、15年4月1日、2,007人いた職員が、18年4月1日には1,755人、約4年間で252人の削減をされていると。この原因はいろいろあると思うのですけれども、ただ、その中で、今市長はおっしゃらなかったけど、いつも市長は民でできるものは民でという形で、寝屋川市は事業の見直しや民間活用しながらこれだけ減らしてきたという部分もありますし、保育園の民営化なり、給食センターの調理の民営化を手がけて職員の削減をしてきたという形です。もちろん、何もかも行政がすればそれがベターなのですけれども、やはりすべてが、財源が必要となるという形の中で、先の将来を見れば、やはり民営化なり小さな部分から取り組んでいかなければ、これから先なかなか財政面で厳しい面があると。

市長はいつも民でできるものは民でとおっしゃるが、その辺の考えが5年間23名の中には入っているのかどうか。これもまずお聞きしたいと思います。

それと、時間外勤務も、野洲市17年度決算を見させていただくと、一般、特別を入れて執行金額が、17年度時間外手当が1億1,800万ほど出ていますわね。延べ時間にすれば4万3,242時間。寝屋川市も行革の一環として時間外手当の取り組みをされておるのです。平成14年度は11万8,800時間あった時間外を、17年度は9万7,576時間ぐらい詰められているということなのですね。職員数が18年度で1,755人、野洲市で調べますと職員数、今四百何人の中で、4万3,242時間。時間的には非常に職員数からすれば半分まではいかないけれども、半分近く残業時間があるということですね。

これも常々私が言っているように、やはりきちっと管理職が残って残業をしているのを見る。また、全員協議会のときに朝礼、夕礼をきちっとして残業の職員さんの、皆さん気張っていただいているのはわかるのですよ。わかるけれども、その辺をきちっとチェックをするのも必要ではないかなという部分もありますので、その辺の答えもどうなのかお聞きしたいと思います。

それと、補助金の見直し、寝屋川市では全く市に関係ない大学の先生と会計士を5人入れて、すべての補助金を基本的に見直したと。何の圧力もかからない人間がそういう見直しをやったと。時々話を聞いていると、補助金なりいろんな形で、まちづくり条例の中で検討委員会をこしらえるとか、そういう話がありますが、果たしてそういう人だけできちっとした補助金の削減、これは非常に市民の方から反発もきついし、抵抗も相当あると思います。だから、そういう中でやれるのかどうか。よそは全く関係ない人で、補助金の部分だけを見て、本当にこれが有効なのか、有効でないか、先ほどの同和関係の補助金もそうです。結局、どういう形で出したら本当に一般施策の中でそういうものが活用できるのか。そういう部分をやらないことには、内輪だけで何をやっていたってなかなかいけないということで、その辺の今後の取り組み方もお願い申し上げたいと思います。

それと、予算執行に関しましては、職員が意欲ある職場づくり、また知恵を出し合いながら創意工夫により活力ある職場をつくる。今、予算執行に関しまして、多くの市長さんがこういう職員の政策能力を高めるためにとか、財政の健全化を進めるために、行政改革の中でインセンティブ予算制度を、多くの市町村が採用されております。寝屋川市も19年度からその制度を採用しております。

その制度というのは、インセンティブとは刺激や奨励的という意味を持ちます。インセンティブ型予算とは、極端に言えば、各部ごとに経費の自主性を与え、各部の経営努力により削減された予算の一定割合を、いわば当該部の独自財産として、次年度の予算編成において割り振るシステムであり、つまり各部に与える褒美により職員のやる気を、創意工夫を引き出し、職場に活力を与え、行政改革を誘発、推進しようとするねらいがある予算編成だと言われております。

ホームページを見ますと、多くの市町村でそういう予算を取り入れられ、職場の活性と職場の職員さんの創意工夫をどういう形の中で引き出すか、そういうことをされております。それとまた、千葉県の市川市では、すぐれた創意工夫に対しては職員に表彰ということもしていくという形にもなっております。

そういう形の中で、私は職員が一生懸命やれば何か報われるような職場づくりをして、活力あふれるような仕事をしていただければ、人件費も削減できる可能性も出てくるといふことですので、その辺の答えもお願いします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） お答えをいたしますが、時間外手当の細かい数値等については、ちょっと私は把握しておりませんので、部長または課長にお答えをいただくとして、基本的なことを申し上げていきたいと思うのですが、寝屋川市の例をもって説明をいただきましたけれども、非常に大きな職員さんの数の中で252人も減らしたと。もとの2,007人がどの程度多かったのか少なかったのか、ちょっと私は察知することができませんが、大きなミスを入れられたと、このように思いますが、民間でできるものは民間にゆだねていこうというのは、これは私の基本的な考え方でございますが、今、例を挙げておっしゃったように、例えば保育園なら保育園を民間に、あるいは民間の法人にお任せしよう。

しかし、横浜市は裁判でお負けになられましたですね。NHKのテレビを見ているときに、何で民間の保育園が悪いのだというようなことで、あれを民間の保育園の経営者が見ておられたらかなりご立腹だっただろうと、こんな思いもいたしました。何か民間が悪いことをしたような言い方でしたけれども。

そういう時代的な背景もございますので、簡単にそうはいかないと思いますが、できるだけこういうものはいつまでも行政が抱えているよりも、もっと民間の立派なノウハウを生かしたことをやった方が立派だろうと、うまくいけるのではないかと、こういうふうに思います。給食センターも建てますが、給食センターそのものを民間に任ずということは、これはいけないわけなのですが、ある部門的にはそういうことも可能だと思います。これはまた検討させていただこうと思うのですが、7,000食の立派な給食センターを建てますので、それも追々そう簡単にはいかないとは思いますが、一つの検討課題ではあるうというふうには思います。

時間外、これは非常に、部長会議のたびにどここの時間外が何月は何ぼいったと報告がされているのですが、報告は聞いているのですが、全体としての占める位置等については若干押さえられておりませんので、また部長の方から補足をさせていただきます。

補助金の見直し、これは私と同じ思いだと思うのです。毎年同じことを言って補助金を

見直す、見直すと言いながら、どうも補助団体の顔色を見たり、活動の内容を見ると、やっぱりかわいそうだなとか、我田引水的な働きが出てまいりまして、特に職員の中でも自分たちがついたり、世話をを見て育成してきた団体にはそういう思いも出てきますので、おっしゃるように私は第三者、まして市民でない第三者の方にチームをつくっていただいて、補助金の査定をしてもらったらどうだと。内部的には提案しているのですけれども、ちょっと内部的にも異論のあるところがございますので、しかしそれぐらいをもって見直しをしないと実質の見直しができないのではないかと。額を削って始末をしようというぐらいのことではいけないと思いますので、そういうことも考えております。

予算の編成についていろいろと方法もあるのですが、私も長いこと財政を担当しておりましたので、枠配分だとかどうだとかいろんなことをやってきたのですが、いずれにしましても、やっぱり住民の皆さんのニーズを踏まえた上での予算編成をしていこうという、そういうことも、部課によって厚いところ、低いところが出てまいりますので、おっしゃるように職員が報われるような予算を編成していこうと。

だから、私は行政評価システムを、これは鈴木さんの質問にあったと思うのですが、評価システムで委託料を払ってやると、これは僕は反対なのです。みんなで評価をなさいと。それで、市民の皆さんにも参画をいただいて、これだけの金を使ってこれだけのものにしたいけど余り効果が上がっていないではないか、もっとこういう方法でやったらどうだというようなことをみんなが、やった者を含めて利用する者も含めて評価することが一番の行政評価システムであると。学者の言葉をかりるのもいいのですが、やっぱりこれはそういう方法でやってこそ予算編成に結び付いていくと、こういうふうに私は考えますので、そういう方法で予算編成をやっていきたいと、こういうふうに思います。

いずれにしても、財政が窮迫をしているのですが、やっぱり何を申しまして入るをはかりて出るを制すと。やっぱり入りに合った予算を組まないといけないと。その中で、きのうの三和さんの発言の中にもあったのですが、やっぱり入ることを先にはかる方が先決であろうと、こんなふうに思います。経常収支比率がどうだ、公債費率がどうだと言う前に、何としても分母を大きくしないといけない。分子はできるだけ小さくしようという努力は必要ですが、分母を大きくしないといけない。そうでないと率がだんだん上がってくる。額がふえると率が上がる、こういうことなのですね。だから、やっぱりまず入ることを企てていこうということで、たちまち法人税の話が出ていましたので、法人税も極力納めていただくようにプロジェクトチームをつくって、その工場だけのことではなしに、あ

らゆるアクセスを整備して、便利なところに工場をつくっていただくというようなことを企てながらやっていこうと、こんなふうにも思います。

また、一部では、地方が自由に使える税源を、三位一体の改革の中でそういう言葉があったのですが、私はきのう申し上げましたように、今の三位一体改革はワンラウンド、ツーラウンド、スリーラウンドとだんだん続く予定だと思うのです。また、続けていただかないといけない。その中に、やっぱり我々が自由に使える税源を地方に移譲してほしい。金には色は付いていないが性格があるとよく申し上げますが、国から経由して入ってくる税源は、やっぱりいろいろと制限が付いて性格が付いてきますので勝手に使えないということですから、自由に使える税源を地方に移譲してほしいと、こんな思いをしまして、まず入ることをはかっているように、こういう思いでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） ただいまのご質問のうち、時間外の関係につきましては私の方からご答弁させていただきたいと思っております。

まず、時間外の時間数、それから単価のことで、寝屋川との比較でお話をいただきました。寝屋川の方は、確かに比べますと比率的には野洲市の方が多いように感じられますが、ただ、人口1,000人当たりの職員数というような比較をいたしますと、決して私どもの方が多いということではございませんので、これも職員定数に関わることだと思っておりますので、ちなみに県内の人口1,000人当たりで野洲市は9.31人ということでございまして、県下33市町で3番目に少ない職員数でございます。ちなみに、一番多いところは1,000人当たり20.53人というような状況でもございますので、これも一つは時間外が多い要因と、比率的に多いという意味ですが、になっているのではないかなというふうに思っております。

それと、野洲市の近辺の自治体と比較いたしましても、近隣では1人当たり今24,776円ということで、野洲市の場合1人の当たりの月当たりということでご説明をいただきましたが、これを見ますと、草津では6万円、守山では3万2,000円、栗東では2万1,000円、湖南市で4万7,000円、近江八幡では3万2,000円ということで、これも低位ということでございますので、決して高い方ではないということですが、それにいたしましても、経常経費にはね返ってくるものですから、できるだけ削減の方向で工夫をしていきたいというふうに思っておりますし、先ほど市長も申し上げました



ように、チェック体制といたしましては、人事担当の方から毎月の時間外の数値を所属長に知らせてチェックをしてもらうようにいたしております。

以上でございます。

済みません、ちょっと説明不足でございました。17年4月現在でございますので、県下33市町でございます。その後合併が進みまして26市町ということでございますが、17年4月現在でございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） 再々質問ですのであれなのですが、保育園なり給食センター、いろんな民営化という形の中で、今のお答えの中では、民営化というのは5年の定数削減の中では入っていなかったという形ですので、やはり十分に今後検討していただくということと、ある市のケースでは公立保育園の廃止に伴い財源の一定割合をファミリーサポートセンターや子育て支援事業の立ち上げや乳幼児の医療費の所得制限の撤廃などへ、事前に民営化をするから、こういうことは市民に約束をしながら市民に十分に理解を求めてうまくいったという話も聞いておりますので、市民にすべてを透明化して、今現在の財源がどうなのかという中で事業に取り組んでいかなければならないと思います。

それと、時間外、説明を聞いて、皆さん方は一生懸命夜遅くまで、総務部長の話では人口5万の割には職員数が少ないような話であり、皆さん方には残業をしていただいていると。金銭的な問題もありますけど、やっぱり残業は体に無理を来しているという部分もありますので、職員さんの健康なりやっぱり考えていかなければならない部分もあります。そういう部分を十分に考えながら、よそがどうだからどうという問題ではなしに、やはりこの行財政改革の時代に、できるだけ始末できる部分は始末していくという形の中で、創意工夫で節減方法なりいろんな案も出していかなければならないという思いをしておりますので、ちょっと総務部長の考え方を変わらせないで、これはなかなか難しいと思いますが、その辺をひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

先にインセンティブのいろんな話をさせていただきました。多くの県なり市町村でそういう職員のやる気を起こさせるように取り組んでおります。先に市長も収入の部分でもお話があったと思うのですが、予算の使い切りだけじゃなしに納税に対して創意工夫をして、納税をできるというような職員がいたら、いろんな形の中で報償なりやっていると。インセンティブの中でありましたけれども、それともう一つ、滞納という話、滞納も税の公平から大変な問題点だと思います。

12月議会で中島議員が質問されて、滞納が約8億6,000万ほどあったという話ですし、京都新聞にも滞納を管理職が徴収に回っていると。これは米原市の記事ですかね、そういうことも載っております。行革もあわせて、この滞納整理もきちんとやっていかなければなりませんので、その辺も答えをしていただきまして、質問を終わります。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。

まず、残業に関してということで、これはご質問ということではなかったと思いますが、おっしゃるとおり創意工夫で削減すべきということで感じておりますので、これは工夫をしていきたいというふうに思います。

それから、滞納の関係ですが、先ほど例に出されました18年3月現在で8億6,000万の滞納があるということは、まだ現年度分のすべての税収分が計算されていない時点でございますのでこの額になっておりますが、現在のところ17年度決算では4億5,000万の滞納ということで、収納率は全体で95.1%ということでございます。

いずれにいたしましても、この残り4.9%というのは当然納めていただくべきものであるというふうに思っておりますので、現在も徴収チームということで税務課内に収納担当を配置いたしましてやっておりますが、これももう少し充実をする。それから、税外収入の件もありますので、関係各課とも強調しながら、滞納整理に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第12号、第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 今回の一般質問にあたりまして、少子化対策と子育て支援、また民意の反映、いわゆる新幹線新駅に絡んでの2点の質問をしてまいりたいと思います。

まず、質問に入る前に、きのうの三和議員の新幹線に絡んでの中で、市長はJR複々線とあわせてということで回答されておりましたが、私は昭和63年に守山市野洲郡JR複々線促進協議会のメンバーとして、4年間その協議会に参加をいたしました経緯がございます。その中で、JR複々線と新幹線新駅の話は全く出ておりませんでした。その辺だけはよくご確認いただければありがたいと思います。

では、まず民意の反映から入ります。

平成17年第4回野洲市議会臨時議会、8月1日に提案されました17年度野洲市一般会計補正予算、東海道新幹線新駅設置工事促進事業費負担金として、平成17年度から平

成24年度までの間で2億6,900万円の債務負担行為を起こす提案が出されました。負担金の支出は18年度から始まり、17年度は工事協定のみであります。これは、JR東海との基本協定書において、県、栗東市及び関係市による費用負担調整の終了とJR東海への通知が工事協定締結の条件の一つとされております。平成17年6月24日に、県、甲賀市、草津市、守山市が債務負担行為を可決されております。

さて、本会議におきまして7名の議員が質疑をされ、中でも5名の方が県が示した新幹線新駅整備の波及効果と地域整備戦略の深度化調査に対して疑問を抱く質疑であり、これを受けて行政側は、県が示した通り一遍の回答しかしておりません。行政側の勉強不足としてしかとらえられない状況であったことが私の記憶の中に残っております。また、反対討論においても、これ以上野洲が借金を抱えて未来ある子どもたちのために今大人がしなくてはいけないこと、また拠出金2億6,900万円の拠出根拠や妥当性についての市長の説明責任が果たせていないのと、また市民に対する説明責任も果たせていないというのが話の中でありました。

また、大津市の負担拒否、甲賀市の負担減額、これは1億7,500万の負担減額でございます。また、誰が考えてもわかるように、今行われようとしております栗東新幹線の新駅は、私が申すまでもなく皆さんもよくご存知のように、交通アクセスの不備と停車車両の不足でございます。1時間に1本ひかり、1日に18本。京都駅まで行きますと、のぞみとひかりが130本止まるのです。そういう状況なのです。また、その他請願駅のため、今までの在来駅より費用が大幅に上がっている。コストが物すごく高いのですね。三河安城だとかそういう新設駅に比べてみると、話にならないほど上がっております。また、駅前区画整理事業は、山手側の方で50ヘクタールでございますね。この50ヘクタールの中で減歩を4分、5分取ったら、どれだけの土地が利用できますか。減歩というのが発生してくるのですよ。50ヘクタールで何ができます。また、湖側には大手の企業がどんと控えておりますね。私が質疑のときに、あの企業がどこか立ち退きをしてもらえるのか、あの企業の試算はいったい幾らだと、立ち退きに関する費用は幾らだと聞いたときにも何も回答がなかったです。

そのような状況の中で新幹線新駅を進めていこうとしているこの姿勢、これは私はまちづくりに決して反映しないと思います。また、乗降客と経済波及効果がアンバランスであり、大津市、草津市、野洲市の方の利用については、とてもじゃないが県が示しているだけのものが見込めないということでございます。

8番目に、新幹線新駅は現実に市民5万人の福祉の向上、少子化対策、高齢化対策に結び付くものではなく、本来我々が望んでいる目的に向かって税金は使用するのが目的であると、私は思います。また、一時的な土木工事等による経済効果はあるが、長期間の経済対策には結び付かないものだと私は思います。

さて、去る7月2日に執行されました滋賀県知事選挙において、新幹線新駅の凍結をマニフェストに掲げておられた新人の嘉田由紀子氏が、県民の民意を受け、現職の国松知事を大差で破り見事に当選されましたことは、ついこの間のことでございます。心からおめでとうと私は申し上げます。

以上のような良識ある県民、市民の声が、新幹線新駅に対する思いと考えが結果として現れたことだと私も確信しております。いかに議会制民主主義といえど、この民意を市長はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、少子化対策と子育て支援についてお尋ねをいたします。

近年の少子化や核家族化の進行、夫婦共稼ぎ家庭の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い家庭や地域社会における子どもへの養育機能の低下が懸念されております。

子どもは21世紀を担うかけがえのない存在であり、子どもを安心して産み育てる環境の整備や子ども自身が健やかに育っていける社会の構築が重要な課題となっております。

先般、内閣府より発表された05年度の出生率は、04年度以前より上昇傾向にあると報告をされております。これは大変いいことでございます。要因として考えられるのは、社会経済の好景気による所得の安定、また、一方では非正社員、派遣社員、パートタイマー、フリーターなどの増加であり、社会不安の様相は払拭できません。政府としては早急な対策が必要だと思います。

最近のデータによれば、本当に欲しい子どもの数は2.48人なのに対して、予定しているのは2.11というアンケート結果でございます。これは、国立社会保障・人口問題研究所が出しているものでございます。理想と予定の差は0.37人、結婚して15年から19年の夫婦が実際出産したのは2.09人で、予定数よりさらに少ないと報告されております。

05年に日本、アメリカ、フランス、韓国、スウェーデンの子育て世代にアンケートした結果、日本は今より子どもはふやさない、またふやせないとの回答が53%を占め、5カ国中トップでスウェーデンの5倍にも上っています。政府はさまざまな少子化対策を出

していますが、子育て世代のニーズや不安との間にミスマッチがあると考えられます。

このような事態を少しでも改善するには、本市としてどのような考え方をされているのか。まずお聞きしたいのは、出産時から大学卒業までの詳しい報告を求めます。

また、学童保育に関してでございますが、来年度から全小学校で放課後教室を開かれま  
す。共稼ぎの場合は夜まででございます。この件に関して、来年度の総事業費として1、  
0 0 0 億円を見込んでいるということで報告されております。せんだっての質問の中で、  
教育長は国3分の1、県3分の1、市3分の1というようなことを報告されておりますが、  
たちまち来年度から教職員OB、住民、また教育学部に通っておられる学生さん等を対象  
にして、誰でもが参加できる空き教室を使った活動がされていくということが出ておりま  
す。ちなみに、来年からというともう時間もございません。教育委員会や福祉関係の部門  
では、この施策についてどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

私が子育てを言っているのは、義務教育の範囲内というだけのことにとらわれず、親は  
子どもを産むときに、やはり最終学歴、まあ大学ですね、そこまでのことを計算して子  
どもさんをつくっていくというのが、これはもう事実でございますね。義務教育の範囲内だ  
けではないですね、子育て、子育てといっても、18歳未満はまだ子どもなのです。そう  
いう部分についてのご回答をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） お答えを申し上げます。

通告をいただいた内容に入るまでに、若干ご意見がございましたのでお答えを申し上げ  
たいと思います。

三和議員への説明の中で複々線の問題を挙げたと。鈴木議員がおっしゃるのは、これは  
守山野洲の複々線促進協議会のことだと思えます。これはおっしゃるとおり、途中でトン  
ボの尾が切れたごとくつぶれてしまいました。しかし、事務局は今守山市役所が預かって  
いてくれます。そこでは、新幹線の話は全然関係ないことでございますから、それは私は  
そのように申しておりません。私は湖南総合開発、いわゆる2市3町でずっと湖南地域の  
開発について、道路の整備なり公共交通、あるいは河川の改修等要望してきた中に、新幹  
線新駅と草津野洲間の複々線、その他国道についてもございました。それを申し上げてお  
りますので、その中で要望活動を続けてきたのだと、こう申し上げますので、ご理解  
いただきたいと思います。

議会で議決をいただく前に説明責任を果たしていないとか、いろいろご意見をお聞きしました。そういうことで我々はできるだけ資料をもってPRしようとしたしてきましたが、議決をいただくときにも、たしか鈴木さんはこういう意見を出されました。説明責任を果たせていないではないかと。それなりにそこで多数決で議決をいただいたということですので、それをもって今まで進めてきたと、こういうことです。

区画整理を50ヘクタールやっているではないかということで聞きますと、今で百十数億使ったと。これは話としてそういうことで聞いていますし、工場の移転は栗東市がなされることですから、我々はこの金を負担しませんので金額は聞いていませんが、それはもう膨大なものになると思います。

そういうことでございまして、今、7月2日に選挙があったということですが、おっしゃるようにマニフェストを含んで知事さんはそういう話をされてきた。その中には、新幹線だけの問題だけではなく、ダムの問題、産業廃棄物処理場の問題、あるいはいろんな問題をマニフェストに示して選挙を戦われたと、こういうことでございます。

そこで、選挙はそうであったのですが、一旦知事という公職についていただいた以上は、やっぱりルールに従って意見の発言をしていただきたいと、こういうのが我々の促進協議会の会長、副会長で寄ったときの話でございました。だから、そこで申し上げて、知事さんの話を十分にお聞きいたしました。そうした中で、もったいないということも出ました。新しい経済波及効果その他のいろんな資料をつくっていただいて、それで検討していこうではないかと、こういうことで別れておりますので、それは総会の場所で検討しよう、ということになっておりますので、これから議論をなされると思いますが、私はそうした話し合いを尊重はしていきたいと考えますが、現段階においてはルールにのっとり粛々と進めてまいりたいと考えておりますし、どうしても湖南地方には新幹線の駅は必要だという思いは変わりませんので、そういうことにのっとり議論を進めていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） 議員の少子化対策と子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

子育て支援につきましては、核家族化の進行や女性の社会進出の増加などに伴いまして、地域における多様な子育てサービスの充実と児童虐待など児童を取り巻く問題に対して、

的確に対応できる相談支援体制の整備などが求められておりましたことから、平成17年3月に次世代育成支援行動計画として、野洲市子育てサポートプランを策定いたしました。この計画策定にあたりましては、本市の子育てを取り巻く現状を把握するため、ニーズ調査も実施いたしました。現在、この計画に基づいて安心して子育てができる環境づくりなどに向け、各種事業に体系的に取り組んでいるところであります。

ご質問の出産時から大学卒業までの本市の少子化対策について、ライフステージに沿ってお答えいたします。

まず、妊産婦、乳幼児期におきましては、妊娠中の健診費用の負担軽減を図ると共に、妊婦教室、出産育児教室などの開催や、国保加入者の出産に対しまして、出産育児一時金の支給を行っております。また、新生児等の訪問事業の実施やゼロ歳児から就学前までの医療費の無料化を実施しております。

次に、小学校へ入学するまでの未就学期におきましては、保育園における延長保育や一時保育、また障害児保育などの拡充に努めております。幼稚園におきましては、3年保育、預かり保育事業等の多様なサービスの充実を図っております。また、子育て中の親が相談、交流できる地域子育て支援センター運営事業の拡充や、保健センターにおけます育児教室、子どもの健康づくり教室の開催、またふれあい教育相談センターでの心身の発達相談事業の充実を図っております。親の働き方につきましては、子育てに配慮した働き方などの制度拡充状況の周知に努めております。

次に、1年生から6年生までの小学生期におきましては、放課後の子どもの受け入れとしまして、学童保育所運営事業や教育委員会が実施しております地域子ども教室推進事業、また、平日の学校の登下校時の安全対策の実施などを行っております。母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭の児童入学支度金の支給事業などを実施しております。

次に、中学生、高校生、大学生の期になりますと、修学奨励資金貸付事業が主なものでございます。

また、その他重要な施策といたしまして、出産育児から養育上の問題までの相談機能の充実だとか、児童虐待など特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援として、児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化を図っております。

また、食べることの大切さを教えるために、食育の推進をしております。

以上が、ライフステージごとの主な事業でございます。今後も子どもや家庭を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、福祉、保健、教育、労働などの子どもに関する施策を総合的

にとらえ、家庭、地域、学校、企業、行政等が連携を図り、少子化対策の推進に努めてまいります。

そして、最後に放課後の学童保育所のことにつきまして、昨日教育委員会の方からも回答があったかと思うのですけれども、放課後子どもプランというのがせんだって国の方から示されました。平成19年度の概算要求として国が要求されましたが、このことにつきましては、まだはっきりしたことが決まっておりませんので、今後教育委員会と連携しながら検討していきたいと思っております。現在実施しております放課後の子どものための学童保育所につきましては、6学区で実施しておりますが、継続して拡充していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 少子化対策と子育て支援というのは、この本を要約して回答していただきましたね。これはもう、今おっしゃったことはよくわかるのです。私が申し上げているのは、例えば出産費が49万、これは10月1日から下がりまして35万ということでございますが、申し上げたいのは、いったい1人の子どもを、大学卒業するまでということで私は書いておるわけですが、年代別に見ていったいどれぐらいの経費がかかってくるのか。その辺のことをお尋ねしたいという思いを持っておりますよ。

例えば、幼稚園の場合だと、生活用品、幼稚園、保育園、さまざまなもので一応統計としては199万かかるということで上がっていますね。小学校だったら低学年で幾ら、高学年で幾ら、中学校の場合だったら学費や塾代、その辺で幾らかかるのか。また、高校になったら幾らかかってどういように推移していくのか。また、大学だったら、例えば私立と公立があるわね。その部分でどういようなとらえ方をしておられるのということですね。さまざまな支援は、それは私も理解できます。でも、子どもを大学卒業までもっていこうとすると、いったい最終的に幾らかかるのだということと、平均的な家庭で1人の子どもを大学卒業するまで所得の中から何割負担していかなければならないかというような統計が出ていますね。だから、その辺のことをお聞きし、その辺に対する施策の構築を私は求めているわけでございますので、その辺の回答だけはひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、新幹線の問題でございますが、さまざまなことで市長もおっしゃいましたが、粛々と進めていくと。先般の新聞を見ていますと、市長のコメントの中で、県は説明責任



を果たせていないではないかというよう新聞記事が載っていましたね。それは全く、嘉田さんは当選されてまだ間がないので説明責任も果たせませんよ。ところが、市長、あなたも説明責任を全く果たしていませんよ。自分のことを書いてはるなという思いをしてみましたよ、私は。そして、例えば3区の合計で辻さんが反対派、嘉田さんが凍結派で、国松さんと1万6,282票差があるのですよ。滋賀県合計で何ぼあると思います。10万余あるのですよ。これが県民の民意なのですよ。

市長は、さっき田中議員の質問の中で、やはり民意は反映していかなければいけないという回答をされましたよ。でも3区でこうでしょう。当の栗東ですら、辻さんと嘉田さんと合わせたら365票差で嘉田さんが勝っているのですよ。嘉田さんが地元で。私たち野洲では市長、何ぼの差があったと思います。わかります、市長。これが本当の民意なのですよ。私たちが質疑したことを良識ある市民の皆さんは、やはり私たちが言っていることに対して、なるほどこうだなという思いをされているのですよ。市長はその民意をどのようにくみ取っていくか。この新幹線反対と言われた方々に、どういうように説明をしていくか。そんなもの誰か一人ひとりわからないけどね。野洲だけでも嘉田さんと辻さんと合わせたら3,497票の差があるのですよ。ごっつい差ですよ。これが野洲市の民意なのですよ。これだけの差があるのですよ。

私は、数字は余り強い方ではないですけども、ほぼ合っていますよ。これが市長、本当の民意なのですよ。やっぱり行政一自治体の首長であるならば、草津にしたって栗東にしたって守山にしたって、全部嘉田さんの意見に賛成しているのですよ。

市長は、ダムの問題だとかRDの産廃の問題だとかおっしゃるけど、野洲にはそういうことがないのですよ。ダムで議論したことがありますか。日野川はある国会議員のおかげで、あそこまで改修もずっと進んでおります。今、野洲の場合は新幹線だけの議論なのですよ。ダムの問題だとかさまざまなことを言って、市長はそういうことをおっしゃいますけれども、現実にそんなのではないです。野洲が2億6,500万支出するのに、県税でおぎゃーとして生まれた子どもからもう亡くなる寸前の方が、約130万として、県が120億出したら約1万円県民1人当たりが負担しなければならないわけですよ。例えば、野洲市の場合だったら、市民1人当たり5,000円ですよ。野洲市民1人が新幹線に投入する額は5,000円としたって、県の金と市の金を入れると、1万5,000円を1人が出さなければならないわけですよ。それだけの金を出していくわけですから、今こんな大変な時代に、一番怖いのは、湖南4市がみんなが賛成だからわしも賛成するわという

ような、失礼な言い方もわからないけれども、赤信号みんなで渡れば怖くないというような、そういうような考え方ではやはり行政の執行者として、ちょっと今のは私は言葉が過ぎたかもわかりません。でも、誰か4市、その中でやっぱり一番偉いのは目片さんだと思いますよ。はっきり言って断言されていますね。3億円は出しませんと。ああいう姿勢、さすがに県庁所在地の市長さんだけありますわ。大したものですよ。見習ってください。

そんなことで、さまざまなことを申し上げましたが、やはり3,497人、これは差があったわけなのですね。国松さんがちなみに野洲でとられた票が7,494票ですよ。嘉田さんが8,753、辻さんが2,238、これは選管の最終報告ですね。だから、野洲市で3,497人というのが出ております。市長はこの方たちの思い、8,753人、2,238人の方の思いをどのようにされるのか。そして、私たち野洲にどれだけの経済波及効果があるのか。全く目に見えないところで対応していったわけなのですね。

野洲川という大きな川に挟まれて、国道8号バイパスの目処も立っておりません。複々線の目処も立っておりません。そうした中での対応でございます。

最後に意見を求めます。市民健康福祉部の方とお願いします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 数多くの言葉をもっていろいろと表現していただきましたけど、その言葉について一々答えるつもりはございませんが、票数ぐらいは私もわかります。資料を持っています。だから、1,259票多かった。そうでしょう。さっき二千何ぼと言われたけれども、それを言うとそういうことになります。やめておきましょう。

そういうことでございますが、我々野洲市の行政を預かるものとして、一旦議会で議決もいただきました。そういうことで進めておる、ルールどおりに進めていることですから、選挙があったと言いましたやろ。そこでマニフェストがあっているんなことをおっしゃたと。それは選挙であったと。しかし、一旦知事という公職におつきになったときにはルールに従って物事を処理していこうと、こう申し上げています。だから、促進協議会の中で、総会の中で知事さんの思いを説明していただき、それに必要な資料を県が出して、そこで尊重しながら議論をしていこうと、こう申し上げています。そうでしょう。

しかし、今現段階では当面はルールに従って粛々と進めていきますと、こう申し上げています。そこで、冒頭申し上げました、この問題については40年間我々は取り組んでまいりました。湖南総合開発、たくさんこの中でも湖南総合開発の委員でいろいろと要望活動に同席をしていただいた方もおいでですが、そういう経過の中で、私は将来この地域の

発展には湖南地方には新幹線の駅は必要であろうというスタンスに立って、真摯に議論を  
してまいりたいと、こう申し上げていますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたしま  
す。

大学卒業までどれぐらいの費用がかかるのかということですが、私の方の手持  
ちの資料によりますけれども、公立の学校におきましては、大学卒業まで約750万円の  
費用がかかります。また、私立につきましては、大学まで卒業しますと約1,600万の  
費用がかかるというふうな資料がございます。

平均的な家庭での所得の何割を子育てに負担しているのかという点につきましては、手  
持ちの資料がございませんので、後でお答えしたいと思います。

以上のとおりでございます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 今、次長から説明を受けましたが、どうも数字がかなりかけ離れ  
ているのですよ。平均1人のお子さんを大学まで卒業させようと思ったら、すべて入れた  
ら2,370万かかるのですよ、1人。例えば、大学ですと下宿代だけで年間177万か  
かるのです。そして、学費すべてのものを含めて524万かかってくるのです。だから、  
919万かかってくるのです。卒業までが言ったとおり2,370万。そういう部分で、  
やはり子育て支援といっても、高額に要るお金の部分でどのようにサポートされてい  
くのか。そういう部分を私は聞いているわけなので、家計に占める割合とかそういうもの、  
例えば35歳から45歳までの平均的な所得は幾らぐらいになっていますのか。その辺を、  
サポートと平均所得とお尋ねをいたします。

市長は、県が再深度化調査をされるということで、それによってこれからいろんな話し  
合いを協議会の中でルールに従って進めていこうということですが、それはよく  
私もわかることなのです。ただ、今現在、こういうような良識ある有権者が判断した結果  
を、市長、どのようにとらえられているのかということなのですよ、当然。さまざまな新  
幹線の、県が出されている部分についてはこれから議論をしていくということで、それは  
私も理解をしております。ただ、この数字の結果を見たときに、市長はどう思われますか  
ということを私は聞いているわけですので、そしてまた、湖総協でJR複々線の

話等されておるとか、そんなことは議会の方に報告もございませんし、なかなか目に見えたものではございません。

私は、促進協議会で守山の高田市長さんのときですよ、4年間守山市野洲郡で取り組んだ経緯がございますね。そのときに、栗東さんが、今のJR琵琶湖線の栗東駅の話が出ていたわけですね。私はそれはよく覚えております。新幹線の話は土台には上がっていませんでした。

最終的に私が聞きたいのは、この民意をどう思うかということです。新幹線の進め方というのは県とやらしてもらって、最終的に聞きたいのはその部分だけなんです、私は。この結果として出てきた数字、その辺の思いだけをお聞きしたいのです。私は前にも言いましたが、市長は市長選に出られるときに、新幹線の負担金は払いませんと。でも選挙が終わって状況が変わったら、県が出してくれはる、栗東が出してくれはる、ここまで頑張っているのだからうちも出さないといけないと、選挙が終わった後におっしゃいましたね。だから、そういうような部分がどうも見え隠れしておるのですよ。実際数字として野洲市民の、本当に良識のある方ですよ、一票一票。だから、最後にこの数字についてどう思われますかということをお聞きいたします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） どうも湖総協の話にこだわりをいただいているようですが、ありましたよ。議会からも代表で、まだ鈴木さんが議員をなさっていないことだから、もう言いません。そこらにおいでになる方は一緒に要望活動を続けておりました。

いわゆる嘉田知事さんのパブリックコメントを、私はやっぱり民意の代表者と受けとめておりますよ。また、代弁者でもあろうと受けとめておりますよ。しかし、選挙であったことと知事さんの公職におつきになったときからは、やっぱり今までルールに従ってやってきたことですから、ルールに従って議論をしていきたいと思いますよ、ということで内容のことは私は言いません。ただ、私は、この窓を開けたら新幹線が走っていますよ。湖南は30万都市にしよう、あるいは将来は50万都市にしよう、新幹線が真ん中を走っておるのですよ。駅は欲しいですわ。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目の35歳から45歳ぐらいの平均的な所得につきましては、資料としてはございませんが、600万円前後だと思っております。

2点目の子育て支援としてどのようにサポートしていくのかというご質問についてですが、先ほどもライフステージに沿って事業を申し上げましたけれども、児童手当だとか税控除など、経済的な支援として、国の方も少子化対策ということで、子ども子育て応援プランを策定いたしましたので、そのプランの着実な推進に努めていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後2時23分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第13号、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、3点の問題につきまして一般質問を行います。

はじめに、今問題となっております新幹線新駅の問題であります。いろいろ議員から質問がありましたが、私の立場から改めて質問を行います。

滋賀県をはじめ湖南関係市が推進してきた新幹線栗東新駅建設に対する問題は、先の滋賀県知事選挙で最大の争点となりました。しかし、選挙結果は多数の県民の意思は必要ない、税金の無駄だという思いのもと、限りなく中止に近い凍結を公約に掲げた嘉田候補が当選いたしました。

昨日も、先ほども選挙結果が紹介されましたが、新幹線新駅を推進する前国松知事が全県で18万5,344票、これに対して中止や凍結を公約に掲げた候補の得票合計は28万7,952票であります。約10万票の差があります。これは同様に野洲市でも前知事が7,949票、凍結・中止を掲げた候補が1万991票と、県民も野洲市民も凍結・中止を選択したものであります。先ほどありましたように、地元であります栗東市でも前知事の1万405票に対して、凍結・中止の2候補の合計は1万770票となっております。市長は、先ほどの答弁で、票数ぐらいはわかると言われましたが、これは私は開き直りに近い答弁と思います。すなわち、民意に対する挑戦であります。

いずれにいたしましても、県民や市民は明確に新駅推進と建設費の負担に反対、あるいは凍結の意思を表明したのであります。

この件では、約7万人にも及ぶ県民から、新幹線の建設の是非は住民投票でという直接請求署名を前知事が否定し、県議会も否決いたしました。野洲市議会でも昨年6月議会で新幹線栗東駅の駅舎建設費の負担中止を求める請願を否決しています。

しかし、これらの直接請求や市議会への請願を否決されたことは、今回の選挙結果を見る限り、前国松知事をはじめ、市長、また県議会と市議会の意思と市民、県民の意思とはずれていることが改めて明確になったのであります。私は、市長をはじめ市議会がこの冷厳な事実を厳粛に受けとめることが必要だと思えます。

そこで質問を行います。

1点目に、このように知事選では市民、県民は凍結・中止を選択いたしました。行政の最高責任者としての市長は、民意に従うべきと考えます。先ほどの答弁、あるいは去る12日の議案質疑の際、市長は、市政運営全般について私は市民の声を聞いて市政を進めているという趣旨の答弁をされました。しからば市民、県民の民意、つまり市民や県民の声が集約された知事選挙の結果、また限りなく中止に近い凍結という市民の民意について従うべきと思いますが、改めてどのような見解をお持ちなのかお聞きいたします。

2点目は、これに関連しまして、新駅建設問題は今後促進協議会などで議論が進められますが、嘉田知事は凍結の方向で議論を進めるとしてあります。先ほど来答弁されましたが、改めて市長は促進協議会でどのような立場で臨むか、見解をお聞きいたします。

3点目に、具体的に重要な問題を1点お聞きいたします。この10月には建設負担金の支出が予定されています。野洲市負担は1,200万円であります。この件では、昨日の市議会市長答弁で、これまで新駅を中心にまちづくりを考えてきた、もしやめる場合なら知事、県側に比較する資料を、根拠を出してもらい、それを議論してから結論を出すべき趣旨の答弁でした。問題なのは、当面はこれまでのルールどおりに進めるとして、1,200万円を負担することを事実上表明されました。しかし、これは間違いだと思います。私は市民が反対、凍結の意思を表明したのだから、この民意に従って野洲市は10月の負担を出すべきではないと考えます。少なくとも民意が表明された以上、百歩譲って考えても、民主主義の最低限のルールとして、促進協議会で議論、結論が出るまで負担をしないというのが、誰が考えても常識ではないでしょうか。市長は、ルール、ルールと言われますが、守るべきなのは民主主義のルールでありまして、改めて市長の見解をお聞きいたします。

2点目に、介護保険の問題についてです。

昨年6月、国会において自民党、公明党、民主党の賛成で介護保険法が改悪されました。これはこれまで要支援及び要介護1の方が利用していた福祉用具を、介護予防という名のもと、介護保険の対象から外す、つまり、取り上げようとするものであります。この改正は4月からの実施であります。猶予期間を置くということで、この10月からであります。

現在、福祉用具を使用していた利用者からは、このままでは使えなくなる、自分でレンタルや購入すれば多額の費用が必要だと、不安、怒り、また福祉用具の存続の要望が出されています。具体的に見ますと、全国的にはこの10月から電動ベッドで約27万人、車いすや電動カートで約11万人が対象外になると言われています。

政府・厚労省は、これらの人々に対して例外を認めず、一律に取り上げるという方針がありました。何とかつかまり立ちができる、自宅内では歩けるという人でも、福祉用具を取り上げようとしているのであります。これでは介護予防、自立どころか何とか車いすや電動カートで社会自立している人々にまで、この自立が阻害されるのは明らかであります。

また、これらの福祉用具が保険から外されると、先ほど言いましたように、自分で購入するか全額自己負担でレンタルしなければなりません。これは、大変な負担であります。

このように大きな問題でありまして、この取り上げに対して、全国で大きな批判が高まり、政府もこの8月になって一律機械的に取り上げることをしないようにという通知を地方自治体に出しました。それほど、今回の福祉用具取り上げの影響が大きいことを物語っています。

そこで質問をいたします。

1点目に、この福祉用具の取り上げは、先に言いましたように、大きな問題で影響を受けます。本市の場合、この福祉用具取り上げ、いわゆる保険対象から外れるのは何人ぐらいおられるのか。福祉用具別に実態をお聞きしたいと思います。

2点目に、対象者からの存続の強い要望に応えるべきであります。同時に、厚労省が機械的に取り上げるべきでないという通知を出しています。これに基づき、取り上げをなくすことが必要と考えますが、市として具体的にどのように対応するのかをお聞きします。また、そのためにも、今言いました8月13日の厚労省通知を介護保険事業者、ケアマネジャーに正確に伝えることが重要であります。その対応はどうであるのか。

3点目に、それでも外れる人々に対して対策が必要です。私は市独自の福祉用具貸与制

度、またレンタルについて補助制度が必要だと考えますが、市の考えをお聞きいたします。

3点目に、市行財政改革についてであります。

現在、市では早ければこの9月定例議会中に市財政健全化計画大綱案の中間報告を明らかにしようとしています。昨日、本日にかけて議論がありましたが、今回市は財政健全化計画の策定にあたり、何ら改善策を講じずに財政運営を行った場合、平成19年度には基金が枯渇する、平成20年度以降、毎年10億から15億の財源不足が生じるとして、このままでは再建団体に転落するおそれがあり、危機的状況にあると財政分析をしています。このような事態から財政再建が必要ということで進められています。

合併前後の行政の説明では、合併すれば国の補助や支援策がある、財政も大きくなり、市民や市にメリットがあると、あれほどバラ色の説明を市民にしていたのであります。

私ども日本共産党は、小泉内閣が進める市町村合併は究極的には地方への財政支出の抑制であり、自治体リストラ以外の何ものでもないと指摘してきました。事実、今回明らかになった財政シミュレーションでも、当初、地方交付税は合併後10年間維持されるという約束に反して、平成22年度では5億円もの減額を見込んでいます。私は、まずこのような自治体と住民に犠牲を押し付ける小泉内閣にももの申すことが必要と考えています。

市の具体的な財政再建計画の方向は、市全般の施策、事業の見直しを進めるとしているが、これまで市民の運動と世論でつくり上げてきた福祉、教育等々の施策見直しも示唆しています。一方で、市長は昨日の答弁で、単に何を削るのか、何を始末するのかという観点だけではなく、構造的改革、ゼロからの改革が必要であると表明されました。この発言の真意と意味はまだ定かではありませんが、先ほどの答弁を聞いていると、究極的には従来の方法と変わらないのではないかと認識しました。

そこで、いずれにしましても、財政改革と言われますが、市民のあずかり知らないところで起こった財政の危機を、市民の犠牲を伴った財政再建は許されないと思います。例えば、一つの例を示すならば、必要なことは膨大な予算を投入している同和関係予算や問題になっております新幹線新駅負担こそ見直しと削減を行うべきと考えます。

いろいろありますが、以上を指摘しまして、総論的、総括的に改めてお聞きいたします。

市財政の現状認識、そして財政健全化計画なるものの基本的な考えを、1点目にお聞きしたいと思います。

2点目に、それを踏まえて具体的な計画の方向、中身について、これも改めてお聞きしておきたいと思います。



以上です。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 小菅議員の新幹線新駅の、栗東駅とおっしゃったけど、栗東駅ではないですね。新駅です。先の知事さんの選挙につきまして、これは住民投票ではないということですね。やっぱり選挙ですから、マニフェストがあって、それによって選挙をなされた。その中には、何回も申しますけれども、新幹線の問題、ダムの問題、廃棄物の処理場の問題等、さまざまありますが、単純に示せない要素もあるのですが、既にマニフェストを変更なされた部分もありますね。余りこれは言わない方がよろしいやろけども。そういうこともあるのですよ。だから、知事という立場で公職におつきになると、現実がそういうことで見えてくるのですね。だから、それは変更もあるということなのです。それだけちょっと申し上げておきます。促進協議会において、特に立場を変えることになると、私はやっぱり現段階においては、ルールにのっとり粛々と進めてまいりたいと考えております。

10月の負担金の支出でございますが、滋賀県、栗東市、JR東海及び促進協議会では工事協定を締結いたしております。また、今年度において工事負担金を支払うことを決定いたしておりますので、協定が交わされている以上、工事費を負担しないということは、協定を交わした4者が同意しないことには不可能であると考えますので、これはやはり、よそが納めるから私も納めると、新聞にはそういうことを申し上げておりません。私はルールにのっとり負担をしていきますと、こう申し上げましたら、他の市長もそれはそうだなと、納めていこうとおっしゃったので、私はよそのまねはいたしておりません。

次に、飛びますけれども、行政改革、特に財政改革について私の方からお答えを申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、本市のまちづくりには、旧町の行政サービスを低下させないことを基本に進めているところでございます。合併時には、まずは旧町のサービスを互いに広げていくということとなり、行政サービスの拡大となって、財政負担を強いられたところでありますが、こうした方向は両町の町民も含めた合併協議会で確認をされたものでございまして、市民の声を反映するもので、一定やむを得ないものと考えております。

一方で、合併によるスケールメリットを生かし、人件費の削減や各種事務事業の経費削減など、行政運営の効率化を図ってきたところでありますが、こうした財政負担に見合うだけの効果には至らず、財政構造の硬直化傾向は進み、厳しい財政運営を強いられている

ところではございます。

また、野洲市は自主財源である市税において、企業による法人市民税の占める割合が非常に高くございまして、その影響を大きく受ける不安定な財政構造となっておりまして、近年の法人市民税の伸び悩みも大きな要因となっていることは事実でございます。

このようなことから、行財政改革と共に財政健全化計画の策定と実行が必要であるとは考えております。財政健全化計画の基本的な考え方といたしましては、3点を基本に取り組んでいきたいと考えております。

まず、1つ目には、やはり赤字基調の財政構造は脱却しなければならないと思いますし、歳出削減、歳入確保の取り組みを強化して、安定的な財政運営を目指してまいりたい。これは先ほどの鈴木議員への答弁でも申し上げたとおりでございます。

2つ目には、事業の再構築でございますが、具体的に言えということでございますが、これからの作業でございますので、具体的な内容は申すことができませんが、やはり再構築が必要であると。だから、行政改革では始末しましょう、始末しましょうということで流れておるのですが、財政の再構築では、やはり抜本的に事業の見直しと、先ほども申し上げましたように行政評価をきちんと行った上での再構築をやっていきたいと、こんなふうに思います。

3つ目には、重点的な施策の展開でございますが、生み出された財源の中でプラス思考で施策を展開してまいりたい。

この3つを基本にして取り組みを強化して、財政の健全化を目指していきたいと考えております。具体的な計画の方向としましては、今年18年度から平成22年度までの5年間を計画期間として、歳出の削減と効率的な行政運営、歳入の確保並びに重点的な施策の展開、特に重点的な施策の展開の中には、福祉、教育、環境の問題については、現在の行政水準を低下させないように知恵を絞っていきたいと、こういうふうに考えております。

具体的な目標を掲げて実行に移していこうということですが、今具体的な内容はまだございませんので、答弁をすることができませんので、ご理解をいただいております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、2点目の介護保険についての3点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の要支援及び要介護1の認定を受けた方が、福祉用具の貸与が保険対象外になる件数についてですが、ご存知のように現在の利用者の身体状況によって保険対象にできる場合があります。かつ、車いすと移動用のリフトにつきましては、サービス担当者会議などを開催し、適切なケアマネジメントによりまして、日常生活を送る上で必要と認められた場合は保険給付の対象とすることは可能となっております。

したがって、対象外となる件数は限定ができませんが、要支援と要介護1の方の7月時点での福祉用具別の利用件数ですが、車いすが27件、特殊寝台が69件、床ずれ防止用具が7件、移動用のリフトは7件、体位変換器及び認知症の老人徘徊感知機器は、いずれもゼロ件という状況であります。

次に、2点目の厚労省の老健局の事務連絡に基づく市の対応と各介護事業所に正確に伝えることについてですが、8月14日付の厚労省からの事務連絡は、その写しが県より8月24日付で本市にありました。その内容は、介護報酬の改定によりまして、4月1日から一定条件の該当者以外は保険給付の対象としないが、既にサービスを利用している者に対し保険給付を行う経過措置が終了するので、利用者に十分な理解を得て10月以降の適用がスムーズに行われるよう配慮されたい旨の内容でございました。

また、経過措置期間の終了にあたりましては、福祉用具貸与事業所は機械的に回収するのではなく、利用者に対し、自費によるサービスの継続意思を確認し対処することや、介護支援専門員は利用者の希望を踏まえつつ、代替的な措置の助言や不当な価格で購入や貸与を受けることがないよう配慮すること等が追加された内容でございました。

この厚労省の事務連絡は、県におきましてそれぞれの事業所に送付をしておりますので、改めて本市に連絡より連絡はしておりません。

なお、本市では今年4月に市の居宅介護支援事業所連絡会議で、介護支援専門員に制度改正について説明をし、特に例外的に福祉用具貸与が必要である者に該当すると判断された場合は保険給付の対象となるので、機械的に給付の対象外にすることのないようにという点や、利用者に丁寧に説明されるように求めています。また、先月末には各介護支援専門員あてに、利用者へ再度ご理解いただくよう説明について依頼したところであります。

次に、3点目の市独自の福祉用具貸与制度やレンタル料の補助制度についてですが、福祉用具の貸与につきましては、現在、社会福祉協議会で車いすの無料貸与制度があります。また、認知症の老人徘徊感知機器につきましては、徘徊高齢者家族サービス事業がありますので、新たな制度は現在のところは考えておりません。

しかし、特殊寝台につきましては、基本調査で起き上がりや寝返りが困難な場合は給付の対象となりますが、その80%前後の方が対象外になる可能性を予測しまして、適切な代替方法があるかなど、介護支援専門員などを通じまして利用者の状況等の把握を行い、その結果を踏まえまして、介護予防という視点からどう対処すべきか方向性を出したいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、新幹線の問題についてお聞きしたいと思います。

市長は今回の知事選挙が、先ほどの鈴木さんのときにも私のときにも同じ答弁をされたのですが、新幹線だけではなく、ダムも産廃もまたさまざまあったと言われましたが、これは問題のすり替えでありまして、明確に言うておきたいと思います。中心の、最大の争点は新幹線でしたので、それに明確な審判が下ったのであります。これは前提として認識していただきたいと思います。

しかし、市長の答弁は、これまで長年にわたり検討され、この新幹線問題ですね、議論を積み重ねてきた。新幹線は必要なもので、新駅は将来に贈るべきもので必要。前知事もそういうことを訴えられたのですけれども、私が言いたいのは、知事もそういう立場で訴えられたのでしょけれども、そういう主張も踏まえて建設負担は反対という民意が下されたのですね。そこを改めて理解しなければだめなのですね。

それで、昨日三和さんなり、先ほど鈴木さんなり質問されましたが、答弁が全然前進していませんので、改めてお聞きしたいと思います。午前中の田中良隆さんの質問の中で、同和問題で、ある意味市民はもちろんのこと、職員さんも踏まえて心の中では、心情、思っていることを踏まえて代弁して質問されたような趣旨の質問をされましたね。言いたいのは、市民のみならず、本当のところは市職員さんも、そして市長もある意味では市長選挙のときには負担的には否定的でしたよ。だから、市長も市職員も、市民の皆さんの思いを私は代弁しているのです。

それも踏まえて、改めて民意とはどうなのか、従うべきではないのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

それと、私が先ほど3点目に重大な問題と言ったのは、民主主義のルールに従うのであれば、当面1,200万円の負担は見送るべきだと言いましたが、市長は工事協定との関係でそれは不可能と言われましたが、しかしそうではないのですね。民主主義、民意とい

うのは、法律でも裁判でもこれをとめることができないのですね。多分市長もご存知だと思いますが、今回の栗東新駅の問題と同様な問題が裁判になったことがあるのですね。

沖縄・宜野座村で企業誘致条例というのがありました。企業が来てくれれば優遇措置をするから来て下さいと。それで条例を制定して企業が進出しようとして、ところが選挙でその優遇措置に反対の候補が当選したのですね。それで優遇措置はもうやめると、廃止すると。そして企業は約束が違ふと訴えたのですね。今回の新幹線と全く一緒の例なのですね。これに対して、裁判はどういう判例を示したかということ、まず工事費の認識ですね。宜野座村でいったら優遇措置、補助金の関係ですが、新幹線でいうなら負担金の問題であります。地方財政法第5条第1項第5号でいう公共施設等々の建設事業に係る負担助成に要する経費は、地方自治法でいう補助、寄附金なのですね。だから、そういう立場から当時の判例ではこういうことが言われているのですね。工場建設に対する村の協力、誘致条例は、住民の意思を伴うことを前提としたものだから、前村長の企業誘致の方針が村民によって批判され、批判勢力の支持する新村長が選出された以上、村が政策を変更するのは当然である。原告、企業のことですが、企業は、もはや村の協力を期待すべきものではない。よって、村が従来企業誘致政策を捨てて工場建設に協力しない態度に転じたとしても、それが違法であるとは言えない。したがって、損害賠償の義務はない。こういう判例があるのですね。

だから、これは全く今回の栗東新駅の問題と同様でありまして、栗東新駅に対する補助、寄附ですので、何ら工事協定に基づく支払いをしなければならないというものではないのですね。民意が変わったのであれば、それは法的にも尊重されるのですね。寄附という意味では。

だから、私が言いたいのは、先ほど言いましたように、市民、県民の民意が決まったのだから、少なくとも今後促進協議会で議論されるべき議論結果をまつのが民主主義のルールではないですか。改めてお聞きしたいと思います。

それと、2点目の問題であります。行政改革の問題であります。これも何点かお聞きしたいのですけれども、まず質問の前提として、今回出された5カ年の財政見通しが本当に確実なものなのかという点であります。例えば見させていただきますと、市税収入では平成18年度が79億8,900万円、しかし19年度は80億1,220万円ですね。わずかな伸びしか見込んでおられないのですね。来年は、この間問題となりました個人住民税の増税で約5億円増収になると思うのですけれども、こういう大きなお金が見込

まれていない、反映されていない。税源移譲との関係で不確定部分があるのでわかりませんが、それもありますし、地方交付税が毎年2%減、これも不確定要素があるのですが、この程度では今、済まない国の流れもありますし、そういうことを踏まえて財政改革を行うというのなら、それなりに根拠として示された5カ年の財政見通しは本当に確実なものなのか、私はちょっと疑問に思っているのです。改めてこの財政見通しについてお聞きしたいと思います。

それと、一つ問題点の指摘というか提案なのですが、もちろん税収財源の確保の問題なのですが、市長は先ほど言いましたように、何を始末するのかではなく構造的改革、ゼロからの改革が必要と言われましたが、ある意味そのとおりだと思うのです。しかし、市長も分母を大きくする必要があると言われましたね。

そこで、幾つかお聞きしたいのですが、私は今回の改革の基本をもっと大きな立場からとらえないといけないと思うわけでありまして、まずまちづくりの方向、そういう観点から検証が必要だと思うのですが、さっき市長も答弁されましたように、地方交付税と法人市民税の落ち込みが近年大きいのですが、とりわけ法人税は変動が大きく不安定と答弁されましたが、法人税は不安定と言いながら、結論的には企業誘致に頼ろうとされているのです。これによる財源確保と言われますが、不安定と言いながら企業誘致に頼る。これは考え方に矛盾があると思うのです。だから、企業誘致による税収確保、この甘さが見え隠れしているのですが、それは否定しないのですが、もっと安定した財源確保という観点から、私は以前にも市長に言いましたが、大企業に頼る市の産業構造からもっと地元企業育成支援を基本に、そこから安定した税収確保を目指す道を模索すべきだと思うのです。私はそう思うのですが、どうなのか。

それと、2点目では、一昨日の議論でもありましたが、工業振興助成金制度、これもスタートしてわずかですが、見直しの必要があるのではないかとと思うのです。17年度の助成が1億3,162万円、環境経済部長は身の丈にあった事業が必要云々と言われましたが、これは市の財政から見ても大変な思いということを示されたのかなと思うのです。だから、現条例は資本金1億円以上の大企業の方は助成が許されていると思うのですが、私はこれを逆に、地元企業や中小企業への支援策、さっき言いました地元企業の立場をもっと前面に出すべきだと思うのです。

それと、法人市民税率、現行税率は資本金1億円以上が現在14.5%、県下13市では最高税率を適用しているのが9市なのですね。だから、野洲市も法人市民税の、とりわ

け資本金1億円以上の企業に対する最高税率を適用する。それで財源確保を、そういう道も模索すべきだと思うのですね。

以上、何点か言いましたが、市長はにこにこ笑っておられますが、ご見解をお聞きしたいと思います。

それと、財源確保の関係では、先ほど問題になりました同和問題であります。内容については一昨日私も言いましたので深くは言いませんが、午前中の答弁では1,349万円、これはもう結論的には廃止をすべきだと思うのです。だから、来年度の予算編成イコール今後の行革方針との関連で、18年度予算編成方針ではこういうことが書いてあるのです。同和施策関係予算等入権施策関係予算については、あらゆる差別の解消に向け本市の最重要課題と位置付けて積極的に推進するため、優先的な予算化を考慮する。別格で予算を付けてもいいですよ。これを今回行革の基本的な中心の一つとして、歳入面というなら固定資産税の減免、あるいは歳出面ならば、一昨日も指摘しましたように、例えば総合センターの庁舎管理の問題、非常に高いこういうことについて見直しをすべきだと思うのですけれども、どうなのか。今度の行革の方向の中で、今言ったここにメスを入れるのかどうか。先ほど少し質問がありましたが、私からも聞いておきたいと思います。

それと、介護保険の問題であります。一つは、もう単刀直入に言いますが、市独自の対応がもっとできないのかと思うのです。全国的に大きな批判や何らかの対策を求める声がある中で、東京・豊島区では福祉用具の関係で補助制度の実施を決定されたそうです。大津市も去る8日、市長はこの問題で、問題があることはよく理解できる、研究検討したい、税金は市民のため還元すべきものと考えている、9月議会には間に合わないが、12月議会には低所得世帯を対象に保険給付をしたいと、こういうことを表明されて、今回のこの問題について市独自の補助制度を実施されようとしています。

そういう面から検討されないのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それと、先ほど早口で言われたのでよくわからなかったのですが、今回福祉用具が外される方、要支援1、2と要介護1が外されるわけですが、介護度別の件数を言ってもらったのでしょうかね、先ほど。これをちょっと確認しておきたいと思います。

それと、国との関係では、機械的に取り上げてはいけないよということを言われましたが、事業者やケアマネに指導されたと言いますが、それによって当初機械的、一律だめだというのが、引き続き継続になっている方向なのかどうか。ちょっと確認しておきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 数多くの項目であちこち質問されましたので、メモできたところを順次説明しますので、回答もあちこち飛ぶかもわかりませんのでご理解いただきたいと思います。

まず、同和問題についておっしゃったのですが、基本的にはやはり国民的課題であるということが法律上うたわれておりますし、その解決は行政の責務において解決せいと、こういうことになっておりますので、やはり行政が取り組む必要があると、こういうふうに思いますが、いろいろ個々の問題は、固定資産税の減免等いろいろあるのですが、行政改革の中でどういうふうに位置付けていくのかということでございますが、これはやはり行政改革として検討の中に入れるべきであろうと、これはそういうふうに思いますよ。

それと、5カ年の財政計画が甘いのと違うかというご意見でございますが、これは総務部長の方にゆだねますが、特に私は財政の健全化については税収、収入の確保が大切であろうと、こういうように申し上げております。おっしゃいますように、企業を誘致して法人税を取るということはいけないと。やっぱり要因があって収入があるのですから、やっぱり雇用の対策にも、特に経済の活性化のためには企業に来てもらうことがいいのではないかと。その上で、企業の社会的責任を果たしてもらうという面をもって、企業は誘致していきたいと、こういう思いをいたしております。

そこで、税源の問題として、税率の問題をおっしゃっていただきましたが、これは小菅さんに言われる前から、私はもう既にちゃんと計画をしてやっていこうということを考えておりました。だから、今ここで私がそう言うと誤解が生まれると困りますので申し上げますが、そういうことも検討の一つの課題に入れようと。

もう一つ、おっしゃいませんでしたが、これは税金の上がることなのでおっしゃらなかったと思うのですが、下水道の関連で起債額現在高が150億あるのですよ。おかげさんで99%水洗化率をもって県下でも有数の地位で、あらゆる川にホテルが生まれてきたと、こういうような施策、環境の面からも下水道整備をいたしました。そこで問題になるのが都市計画税です。これは小菅さんはおっしゃいませぬ。市民の負担になりますから。だから、そういうような要素がありながら、都市計画税は徴収していかないという方針を持っているのですね。まずは市民の皆さんの税金を上げようということよりも、何遍も申しますが、新しい税源を国から取ってこようと、こういう気持ちなのです。だから、都市計画税で下水道の起債を返すなら、これは目的税としてあるべきものですが、そういうこと



は考えておりません。そういうことを含んでの中の財政の構造改革をやっていこうと、こういうことを申し上げていますので、ご理解をいただきたいと思います。

いろいろと問題はありますが、私は何としても、福祉と教育は大切です。だから、一定の水準を低下させてはいけなと。特に介護保険等についてはいろんな問題があるのです。介護保険の制度の中にね。これは追々見直していこうということでございますので、私も余り申し上げませんが、やっぱり国等に対してはかなりきつい要望をいたしております。でなかったら、介護保険は将来もっていきませんよ。県下で2番目に高い介護保険料をもらっているのですけれども、それはやっぱり給付があってもらっているということでございますから、1,400人から認定をしております。施設へ入っていただいているのはその1割です。10%です。140人程度です。あと残りは皆在宅なのです。それでも介護をされる方の負担を、体の負担を和らげようと、楽にさせていただこうという思いから認定を多くして、そして介護していただく方に介護保険の制度で支給をしているのですから、当然介護保険料は高くなるのですが、そういうことでご理解をいただきながら、負担すべきものは負担していただきながら、そして行政の上では始末できるものは始末しながら、根本的な、基礎的な部分も見直していこうと、こういうことで5年間の財政計画を建てておりますが、数的なことは総務部長に説明をしていただくと。

私の方からお答えを申し上げるのは以上でございますので、ご理解いただきたいと思ます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 小菅議員の再度のご質問のうち、財政見通しは確かなものかと、その理由として、税収見込みに個人市民税の増が見込まれていないとのことでしたが、平成19年度から実施されます個人市民税のフラット化につきましては、一定の税収は見込めるものの、一方で税源移譲の暫定措置として実施されている所得譲与税がどれだけ減少するか、また国庫補助負担金の削減がどうなるのか、非常に不透明な点が多くあることから、今回の財政シミュレーションには算入をしておりますが、現時点での見通しとしては正しいものであると認識をしていただいております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、介護保険に関する再度の3点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目に、福祉用具の貸与の中止に伴った新たな対策を検討しないのかという点でございますが、一番今回の対応で問題になってきますのは、特殊寝台ということで、あとの福祉用具につきましては、そのまま継続できる場合が多うございますので、この点につきまして一番大きな課題というふうに思っております。それで、現在利用しております方に対しまして、ケアマネジャーがそれぞれ付いておりますので、ケアマネジャーを通じて実態を把握しているという状況でございますので、それがきちっと整理されましたら、今後検討をと考えております。

それから、2点目の、先ほど申し上げました今回対象外になる件数なのですが、先ほど申し上げましたのは、要支援と要介護1の方でございます。早口でわからなかったということでもありますので、もう一度申し上げます。7月時点で介護報酬の関係で国保連合会からデータをいただいたのですけれども、車いすの方が27件、特殊寝台が69件、床ずれ防止用具が7件、移動用リフトが7件、体位変換器と認知症の老人徘徊感知機器はいずれもゼロ件という状況でございます。

それから、3点目、国の通知の内容でございますが、これも先ほど申し上げましたが、内容的にはほとんど4月の出発の段階と変わっておりません。ただ、今回の通知は一応9月末で廃止になりますので、それを十分周知をしていただくように丁寧に説明をしてくれという内容が追加されたものでございます。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 行財政改革の中で、中小企業支援にもっと力を入れるべきではないか、また工業振興助成金制度につきましてのご指摘があったかと思っておりますので、お答えいたします。

まず、先ほど市長の方から申しました中では、問題点として市税において特定の企業による法人市民税の占める割合が高い。で、その影響を大きく受ける不安定な財政構造となっているというような申し上げ方をしたかと思っております。ですから、私どもとしましては、まさに議員のおっしゃるとおり、中小企業の支援については力を入れていきたいと思っております。

具体的には、まさに中小企業を支える組織でございます商工会議所への支援を行っておりますし、またその中小企業への直接の融資につきましても、県の事業を利用して行っているところでございます。

それから、工業振興助成金制度につきましてですが、先般の質疑のときにお答えしましたとおり、見直しが必要かと思っております。一つは、非常に効果の高い、また人気のある制度でありまして、できましたら手を挙げていただく企業さん皆様にご支援したいというふうに思っておりますが、またそれをしないとみすみすチャンスを逃してしまうのではないかというふうに思っております。

しかしながら、先日お答えしましたとおり、現在助成金額 11 億円という、かなり大きなお金になっております。これにつきましては、いずれは効果があるもの、またいずれは市の方に返ってくるとものということで考えてはございますが、支援の期間に比べまして、返ってくる方が当然時間的には長くなります。その分、一時市の方の負担が大きくなるということがございますので、これについては、先日の野並議員の方からのご指摘もありますが、限度というものは現在のところ決めておりません。ですので、一定の、どの程度の規模にしていくのかという議論は必要かと思えます。また助成の支払い方につきましても、今申し上げましたとおり、助成とそこから出てくる効果のタイムラグをどう考えるのかということがございまして、助成をしていく期間を今、例えば今年お支払いをする企業に対しては、一括払いではなくて 5 年間程度の期間をもって、私どもは助成金を払っていたいということで協議させていただいているところでございますが、こういった支払いの期間等につきましても、どうしていくのかということを行財政改革の中でまた議論を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でお答えいたします。

訂正いたします。商工会議所ではなくて商工会でございますので訂正いたします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 32 分 休憩）

（午後 3 時 32 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） えらい失礼をいたしました。そこまでいきますか。裁判までしてやらないといけない問題ではないでしょうか。十分な議論をすればいいではないですか。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18 番（小菅六雄君） 最後、一、二点だけお聞きいたします。

裁判をしなさいと言っているのではないのです。民意の重みというのは、同時に工事協定に関わる今回の負担金の性格は、支払いを拒否しても法的にも違反しないと。そういう性格のもの、加えて民意が凍結・中止を言っているのだから、少なくとも促進協議会での議論を見る、確定する、それまでは支払いを当然やめるべきだと言っているのですね。そういう立場でお聞きしたので、明確に市長の意思をお聞きしたいと思います。

それと、財源の問題であります、企業の誘致なりをだめだとか反対しているのではないですよ。基本的な考え方を、大企業に頼る税収構造、財政構造ではなくて、もっと地元密着型の企業を育成して、安定した財源確保をせよと言っているわけでありまして、例えばさっき言いましたように、工業振興助成金制度も地元企業を優先というか優遇するとか、あるいは現在の資本金1億円以上と書いているのでしたか、いずれにしましても、大企業の補助金が多いですわね。だから、言いたいのは、もっと地元の中小企業に補助を、重きを置くような、そういうことをもっとする、ひいてはさっき言いましたように大企業の不安的な税収入をあてにするのではない、そういうことを言ったわけでありまして、その点から今後検討されると言いましたが、私の提案に対してどうなのか、お聞きしておきたいと思います。

それと最後、介護保険の問題なのですけれども、電動ベッドの場合はこのままいったらかなり外されるのですね。だから、いざ自分でレンタルしよう、あるいは当前購入もできないのですけれども、だから今全国的に問題になっていまして、大津市長も、あるいは他の全国の自治体の中でも、最低低所得者層には何らかの補助制度をしようということを実施表明されて、10月から実施しようとしている自治体があるのですね。先ほど市長も介護保険の問題や福祉の問題は、とりわけ自分なりに思いがあると言われましたので、何とか検討していただけないか、答弁を求めたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 新幹線の負担金の問題は、4者が協定して調印して契約をしているのですね。これは民法上の契約をしているわけですから、協議の結果4者がこの契約については破棄をしようという同意がなければ、やはり契約は成立しているのですから、その間は粛々と前向きに取り組んでいくと、こう申し上げています。裁判のことは、裁判の例をもって我々にお教えをいただいたと、こう受けとめています。だから、そういうことを前提に議論していったらいいのではないですか。そうでしょう。それだけのことです。

それで、工業支援、地元の中小企業にたくさん出せと。そもそもの発想は、企業に初動

の負担を大きくしないようにということで段階をくくってやっていますから、もっと端的なことを言うなら、小菅さんおっしゃるように税金をたくさんもらおうと思っていませんから、固定資産税と償却資産の大きな投資をされるときには、大きな支援をしていこうと、こういうことでございますから。けれども、その段階を見ていくと、大きいところよりも小さい方が割合はいいはずです。ちょっと具体的にわかりませんがね。そういうことで取り組んでいますので、だから今既に市内にある企業で、増設または改築された企業にたくさん出していますよ。大企業で新しくお見えになったところというのは余りない。もともと既存の町工場としてあったところに、今出しているのは数が多いです。そういうことですので、ご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、福祉用具の、特に特殊寝台の補助制度について何とか検討できないかというご質問でございますが、先ほど申し上げました7月時点での69名の代替の実態を一応把握しておりまして、その中ではかなり自費レンタル料が当初非常に高く上げておりましたけれども、最近になりまして業者がかなりレンタル料を下げたことがございまして、従来1割負担と余り、300円か400円くらい高くなるだけで引き続き使えるような状況になったということもありまして、自費でいける。それから、やはり自分のベッドが必要ということで、ある意味では低価格で購入ができるというふうな方も出ております。それから、当然介護度の変更という状況も出ております。それで、現在11名の方が検討中ということになっておりますので、この方を再度どういうふうな形で対応できるのかというのを、先ほど回答いたしましたように、ケアマネジャーを通じてもう一度実態を把握して、どういう方向がいいかということを検討していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第14号、第20番、田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） 20番、田中榮太郎でございます。文化、スポーツの秋にちなんで、生涯学習活動における激励のあり方について質問させていただきます。

私は健全な青少年の育成の観点とあわせ、生涯学習活動をより一層推し進める立場から、当局の見解をお伺いするものでございます。

さて、ご承知のように、昨年末から本年の正月明けにかけて、滋賀県立野洲高等学校のサッカー部が、第84回全国高校サッカー選手権大会に優勝されました。そのおかげで、

我が野洲市が全国にとどろき渡る快挙となりました。野洲市の知名度も上がり、誇りとす  
るところであります。野洲高校のサッカー部がなし遂げてくれたあのすばらしい感動は、  
日本に野洲ありを大いにPRいただき、まちの活性化にも一役買っていただいたことに敬  
意を表するものでございます。

このような結果は、ひとえに個人、団体など、大変な努力があったものと推察されます  
が、こうしたすばらしい感動を一過性に終わらせたくない、再びあの感動を味わいたい者  
の一人として、青少年に夢と希望を与え、個人、団体で活動していただく方々にも、文化、  
スポーツ等の支援体制に必要な今後の振興策についての所見を伺います。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 田中議員の生涯学習活動における激励のあり方についてお答え  
をいたします。

現在、生涯スポーツの激励につきましては、野洲市生涯学習激励金交付要綱に基づきま  
して、全国大会または国際大会に出場される市民の方々に、激励金を交付しております。

また、出場いただいた大会や競技の内容については、本人が掲載を希望された場合のみ  
でございますが、市の広報やすに掲載し、広く全市民にお知らせして、その功績をたたえ  
ると共に、活躍を顕彰しているところでございます。

ご質問にありますように、今年の野洲高校サッカー部の全国高等学校サッカー選手権大  
会での優勝は、青少年をはじめ、市民に勇気と感動を与えまして、そのすばらしい功績は  
いまだ感動がさめやらぬ状況でございます。本市といたしましても、今後このようなすば  
らしい成果をおさめられた個人、あるいは団体の皆さんの栄誉をたたえ、継続的に青少年  
に夢や希望を与えるためにも、激励金等の経費を準備しておく必要があると考えます。

また、全国大会に優勝された方々に対し、快挙と功績をたたえ、市民の皆さんと共に全  
市民挙げて、選手の活躍を顕彰するために、新聞等のマスコミへの記者発表をはじめ、市  
役所本庁舎や分庁舎に設置しております広報媒体を活用して、より一層市民に周知を図っ  
てまいりたいと考えております。

今後は、現行の激励金制度を青少年育成と文化、スポーツの振興策として見直していく  
必要があると考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げまして、お  
答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） 私は本市での支援のあり方を検討いただければと再度質問さ

せていただくわけですが、本市では、支援の一環として激励金的なものが出されているようですが、私は激励金だけのものではない、やはり行政施策としての考え方、本当にこうした激励のあり方でいいのか、今後続く者の励ましとまちの活性化をかんがみるとき、一考に値するのではないかと思います、再度お考えを求めるものでございます。

また、今のご回答の中で、継続性のある制度として激励金制度を青少年育成と文化、スポーツの振興策として見直す必要があると考えているということですが、例えばどのように見直していかれるのか、具体的にお答えを願いたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） ただいまの田中議員からの再質問にお答えをいたします。

1点目の議員ご指摘のとおり、激励金だけでなく行政施策として、あるいは今後続く施策として、そうした制度なりルールが必要ではないかと、こういうふうなご指摘かと思っております。これにつきましても、ごもっともなご指摘だと思っております。

ただ、現状を申し上げますと、1人国内の全国大会に出場しました場合には、現行で申し上げますと1人当たり3,000円、そして団体の場合には上限が10人までと。また、国際大会につきましても、国内で開催されるものと国外で開催されるものとに分かれますが、とりわけ国外で開催されるものにつきましては1人当たり1万円。これにつきましても上限が10人までといった制度になってございます。これは、先ほど教育長が申し上げました野洲市生涯学習活動激励金交付要綱の激励金の額の内容、現状でございます。

今後、施策として、現状から申し上げますと、すそ野を広げるという意味で文化協会での文化活動もございまして、あるいはスポーツにおきましては、総合型の地域スポーツクラブといったものもございまして、またスポーツ少年団でそうした活動をいただいて活躍をいただいている、そういうような団体もございまして、その中ですそ野を広げるのか、アスリートの選手を育てるのかといったことも、それぞれの分野で今現在活動いただいておりますので、そういった制度、施策を今後どのようにしていくのかということも踏まえまして、検討がさらに必要かと思っております。また、具体的に今後どうあるべきかという面につきましても、さまざまな方面から今後のあり方を検討してまいる必要があると考えておりますので、いましばらくご猶予をいただければと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） 私は激励のあり方を聞いておっただけで、激励金というもの

にじきにつながるように思いますけれども、こういう育てる、続く者を励ますということは金の問題ではないと思います。ただ、なかなか回答も難しいと思いますけれども、やはりペーパー上で回答というのはなかなか難しいと思います。やはりもっと実際に、立場におられる人の関係者との話の中で、話を聞き入れてどうしたらいいだろうなというような方策が私はとられたらいいではないかという思いでもございます。金以外には新聞、またマスコミ、広報等で知らずというようなことは結果論でありまして、それ以前の問題が激励の内容ではないかなと、私はこう思うわけでございます。

そういった中で、今後続く者の励ましとまちの活性化に向けて考えていくなれば、もっと真剣にもの取り組みが必要ではないかと。金でものを済ますということは非常に安易な考えではなかろうかと、このように思います。そういった点で、もう少し奥へ入った具体策を、今現在考えておられることをお聞かせ願いたいのと、今後続く者の励ましと先ほど言いましたまちの活性化に向けて考えていくなれば、やはり執行部の今後の判断力を問うものでありますので、あとは今後、そのようなお答えをいただいた後には期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。まず、当初のご回答をお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 再度の田中議員からのご質問にお答えをいたしたいと思っておりますが、確かにおっしゃるように、広報やマスコミでその方々が残された功績あるいはつくられた実績を周知するというのは結果論であるかもわかりません。それ以前の問題として、そういう方々がたくさん出ていただいて、国内の大会あるいは国際大会の舞台に多くの方が、野洲市の名前を背負って立っていただいて活躍をいただいて、そのことが野洲市の名前が日本全国に、あるいは世界に広がっていくと。そういうふうな方々がより多く出ていただけるための励ましと今後続く取り組みを、具体的にどういうことを考えているのかというご質問なわけですけれども、なかなか一言で申し上げるのが難しゅうございますので、今後そうしたもののあり方、あるいは今後続く取り組みの方法につきまして、内部できちっと整理をして検討させていただければと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第15号、第3番、梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。平成18年9月議会において、私は次の3件について質問をいたします。

まずはじめに、子どもの居場所づくり放課後子どもプランについてお伺いいたします。



放課後、子どもたちが安心して楽しく過ごせる居場所づくりを促進するため、文部科学省と厚生労働省は、地域子ども教室推進事業（文科省）と放課後児童健全育成事業（厚労省）が連携して行う放課後子どもプランを創設されることになりました。

具体的な連携方法や推進体制などは来年度予算の概算要求までに両者間で検討されますが、2007年度に全国すべての小学校区約2万3,000カ所で、空き教室などを利用してスタートさせたい考えをしております。

このプランは、1つには放課後対策をスピードアップする、2つ目には子どもの安全を確保することです。実施については学校の協力が不可欠と判断、基本的には教育委員会が主導し、福祉部局との連携のもと、実効性のある放課後対策にしていくというものです。

子どもの健やかな育成に、家庭や地域、学校、行政は何ができるかを模索する動きが、今各地で活発に行われている内容が紹介された中に、東京・江戸川区が実施されている「すくすくスクールが大好評」の記事に目がとまりました。

47都道府県で最も低い出生率を示している東京都の0.98、その東京で12年連続して23区で最高の出生率を記録し続けているのが、江戸川区の1.32です。同区に住む就学前の児童を持つ3,000人に行ったアンケート調査でも、94.9%の人が同区を子育てしやすいまちと答えておられました。東京都江戸川区が2005年度から区立小学校73校で実施している「すくすくスクール」は、放課後や土曜日に地域の人たちが参加して子どもたちと積極的に交流する取り組みに評価が高く、共働き家庭に限らず、すべての子どもが夕方5時から6時まで校内で活動できる子どもの居場所であり、保護者や地域ボランティアが協力し合い、地域の人材を発掘し、将棋や折り紙、琴などの豊かな経験を子どもたちに伝える場でもあり、第2の学校としております。

本市においても、子どもの居場所づくりについて、国の施策で2004年度から3カ年計画の取り組みの中で、最初にコミュニティセンターみかみで実施され、今全学区に普及されてきましたが、主に土日の居場所となっております。また、学童保育は保護者のニーズに応じられない定数となっており、課題解決が急がれるところです。

子どもを健やかで心豊かに育てることに、社会全体がどう関わっていくのか。それには、何よりもまず多くの人とふれあう場をつくっていくことが重要です。子どもが安心して遊ぶことのできる場は、子どもだけでなく保護者も強く求めており、ニーズも高くなっております。

本市において、今後この子どもの居場所づくり放課後子どもプランをどのように考えて

いかれるのか、見解をお伺いいたします。

次に、乳がん、子宮がん検診についてお伺いいたします。

がん対策基本法が明年4月1日に施行されます。これは、がん対策を計画的に推進するため、国に基本計画、都道府県に推進計画を義務付けた他、放射線治療の専門医の育成や早期からの緩和ケアの実施などを盛り込み、

1、がん予防・早期発見の推進、2、がん医療の均てん化の促進、3、がん研究の柱とする基本的施策を明記するなど、公明党の主張が随所に反映されました。

いまや、がん戦争と呼ばれるほど、がんは大きく犠牲を生んでおります。年間の罹患者は約60万人、死亡者は約30万人であります。いまや、日本人の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっていく時代となりました。

1980年以来、日本の死亡原因の第1位を占め、全死亡者の約30%ががんで亡くなっております。また、女性の罹患率第1位の乳がんは、マンモグラフィー検診受診がアメリカ80%に比べ、日本は10%以下という状況です。

そこで、次の点をお伺いいたします。

1、乳がん・子宮がん検診の対象者見込みと今後の取り組みについて。

2、受診者（率）の目標、受診者率向上の施策について。

3、早期発見のためにも、がん検診は自己触診からの発見も多いことから、出前講座の啓発が必要と思いますが、伺います。

4、2年に1回では不安という声があります。毎年受診できるよう配慮はできないのか。

以上の点の見解をお伺いいたします。

最後に、景観の美しいまちにアドプト・プログラム制度の取り組みについてお伺いいたします。

住民と行政による新たなパートナーシップの試みとして注目を集めているアドプト・プログラム制度があります。アドプト・プログラムは、1985年、アメリカ・テキサス州の運輸局が地域住民に担当区域を割り当てて清掃協力を呼びかけた「アドプト・ア・ハイウエー」が始まりでした。

アドプトとは養子にするという意味の英語で、日本でも90年代後半から自治体での採用が始まり、全国で自治体など150を超える団体がこのシステムを採用しております。各地では、街路や公園、河川、海岸など、ごみが散乱しやすい公共の場所を養子に見立て、行政側と合意書を交わして里親になった住民や団体が一定の区間を一定の期間担当する形

で、清掃や草花の植え付けなどの美化運動を行っております。行政側は清掃活動の用具などを貸し出す他、事故などの際の保険について責任を持ち、集められたごみを収集して里親を支援、公園や遊歩道に里親の名前を掲示する場合もあるというこの制度を取り入れ、地域の美化活動の展開が必要かと思えます。

美しいまちの景観は住む人の心をいやすと同時に、最高のもてなしと言えますし、街路樹を含めた管理は大変重要となってまいります。ふだん市民の手の届いていないところを、特にこの制度の導入で美しいまちにと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 梶山議員の子どもの居場所づくり放課後子どもプランについてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、先般の平成19年度文部科学省概算要求の中で、「放課後子どもプラン - 放課後子ども教室推進事業 - 」が打ち出されました。詳細につきましては、今後滋賀県を通じて順次具体的な内容が明らかになるかという段階でありまして、実施に向けましては、十分な検討を踏まえなければならないところでございます。

これまで取り組まれてきました子どもの居場所づくりにつきましては、地域教育協議会と地域の運営協議会等が中心となりまして、地域の大人が参加協力し、さまざまな体験活動に取り組まれております。

本市では、平成16年度に三上楽しいクラブ活動が取り組まれまして、平成17年度には三上学区に加えまして、篠原学区地域子ども教室、祇王ほほえみ子ども体験学習、野洲っ子フレンドリークラブ、中主地域子ども教室が実施されました。今年度に入りましてからは、野洲学区わくわく子ども教室も加わりまして、すべての学区、地域で取り組みが推進されてきました。

次に、厚生労働省補助事業の放課後児童健全育成事業は、こどもの家等で行われている学童保育所、放課後児童クラブでございます。

学童保育所の状況については、藤村議員にお答えしたとおりであります。放課後児童クラブは、本年度から6つの学童保育所を社会福祉協議会に指定管理者として指定いたしまして、年間244日間開設をされております。

このように、地域子ども教室は、地域で子どもたちが自由に参加できる居場所づくりを基本とし、放課後児童クラブは主に共働きや母子家庭、父子家庭など、一人親家庭の小学生を対象とする生活の場であり、共通するところと異なるところがございます。

特に、放課後児童クラブは、保育料を徴収し、各学区の保護者会や学童保育所連絡協議会の場で議論が重ねられ、野洲市こどもの家条例、野洲市こどもの家管理運営規則に基づきまして、社会福祉協議会により運営されております。この運営内容が、新たな放課後子どもプランの創設によりまして損なわれるようなことがあってはなりませんし、あわせて地域で定着しつつある居場所づくりも、さらに発展するようにしなければなりません。

その上で、当面本市としましては、国や県の動向を踏まえ、教育委員会と市民健康福祉部が連携し、社会福祉協議会をはじめ関係者からなる運営委員会の設置を考えております。この協議の中で、事業の運営方法など幅広く検討をいたしまして、全児童を対象として実施可能な放課後子どもプランの取り組みを進めようと考えております。

以上、お答えといたします。

申しわけございません。「野洲っ子フレンドリークラブ」と私は申し上げましたようでございますが、正しくは「北野っ子フレンドリークラブ」でございました。訂正しておわびいたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、2点目の乳がん・子宮がん検診についての4点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の乳がん・子宮がん検診の対象者の見込みと今後の取り組みについてですが、まず対象者につきましては、乳がんでは40歳以上の女性約1万3,000人、子宮がんでは20歳以上の女性約1万9,000人が見込まれております。

検診方法につきましては、国のがん検診の実施のための指針に基づき実施をしておりますので、今後も国の指針に基づき引き続き取り組んでまいります。

次に、第2点目の受診者・率の目標と受診率向上の施策についてですが、検診受診者・率の目標数値につきましては、国においては平成9年度の実績を基本に、2010年を目処に50%増を目標とされておりますが、県におきましては具体的な数値が示されておらず、野洲市においても具体的には示しておりません。しかし、国におきましては、現在中間見直しが行われておりますので、目標数値につきましてはこれらを踏まえ、今年度から進めております市の健康プラン策定作業の中で議論をしたいと考えております。

また、受診率向上に向けた広報や機関誌「すこやか」などを通して一層の周知、啓発に努めてまいります。

次に、第3点目の乳がんの自己触診の啓発についてですが、現在自己触診の方法につき

ましては、集団検診会場や地域健康サロンで集団指導を実施しております。今後は、乳幼児健診時に、母親等にも対象を拡大しながら啓発に努めてまいります。

第4点目の毎年受診できるような配慮についてですが、乳がん検診でマンモグラフィーと視触診の併用による検診で、被爆によるリスクを考慮した結果、2年に1度の受診間隔が適切である、また子宮がん検診については受診間隔を延長しても有効性が十分保たれ、2年に1度の受診頻度で妥当であると、国のがん検診に関する検討会中間報告が示され、国におきましては、がん検診実施のための指針が改正されたもので、したがって市としましては、国の指針に基づいて実施したいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、3点目のアドプト・プログラム制度の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

アドプト・プログラムは、河川、道路などの環境美化について、今まではそれぞれの管理者であります行政主体が主に行ってきた中で、これを地域住民などが自発的に主体となって行うことで、環境美化はもちろん、意識の向上などに寄与するなど、市民との協働をうたいます本市にとりまして、大変興味深いシステムであると思います。

議員ご指摘のとおり、全国的にもこのシステムが広がりを見せてきておりまして、現在260件の導入事例があると聞いております。このシステム自体への評価は一定してきていることがわかります。

滋賀県におきましては、近江の美知普請（みちふしん）ということで、「みち」とは美しく知るといように書かれまして、美知普請と銘打っておられます。先ほど、現場等を見てきますと、野洲中主線地先で虫生地先にありますなど、そしてまたマイロード登録制度、あるいは道路愛護活動事業、また美知メセナということで、この「みち」につきましても美しく知るとい名でございます。これにつきましても、県道木部野洲線の和田地先に表示をされております。そうした制度と同等、もしくは類似の意義深い制度も既にあります。道路、河川の維持管理は、もはや行政だけで行う時代ではないと思います。

本市では、今日まで河川、道路などに係る愛護事業として、地元住民、団体の方の参画を得まして、除草、清掃活動を地域全体で行っていただいております。いわゆる地域に根差した活動につきましては、一定の形はできつつあると考えております。

よって、この制度につきましては、調査いたしまして、今後の本市においてのこの制度

の取り組みの方向を定めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（荒川泰宏君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、放課後子どもプランについてでございますが、この質問につきましては、昨日、本日と議題に上がって答弁が出ておりましたけれども、この放課後子どもプランの目的は、先ほども述べましたように、まずはじめに放課後対策のスピードアップ、2点目に子どもの安全確保にあります。この計画につきましては、最近のいろいろな子どもを取り巻く事件から、学校からも帰宅時一人で遊びに行かないように、また親からも外に出ないようにという傾向から、外で遊ぶ子どもの姿が少なくなってまいりました。

そこで、最近目にした本の中で、今こそ放課後の復権をということで、東京成徳大学の子ども学部長、深谷昌志さんという方が、放課後の重要性ということ、戦後の家庭の放課後の時間に対して、働くから遊ぶ、遊ぶから学ぶと。この放課後というのは働くか、遊ぶか、学ぶか、この3つしかない中で、歴史をさかのぼっていくと、はじめは生活や家庭の事情から放課後も働く子どもたちがあったけれども、その後戦後、私たちの時代は遊びが主だったように思います。クラブ活動もしてございましたけれども、その当時はやはり集団で遊ぶ、男性だったらメンコやビー玉、女性もおはじき、縄跳び、缶けり、瓦倒し、そういったグループで遊ぶ、そんなことを私の時代には非常に印象に残っておりますけれども、40年代ぐらいになってきますと、教育、塾通いが過熱して、学ぶ子どもが中心になり、勉強に追われる時代に入ってきたという、そういう分析の中から、本当に放課後の重大さということ、この本の中にも書かれておりました。

これは、日本子ども社会学会で2003年から共同研究プロジェクトをスタートさせて、放課後の子どもの姿を探る全国調査の実施を計画してされたということで、そういったデータが出ておりましたけれども、平均的に放課後の家庭での勉強は約30分しかしていない。また、遊びの時間というと大体遊んだ子どもたちは平均して34%、テレビを見る時間は全国調査で平均して2時間というさまざまな、全然見ない、30分、1時間、1.5時間という、そういった調査の中から平均的にはテレビを2時間家で見ているという分析の中からはいろいろと課題を挙げておられましたけれども、こういった放課後、働く中心から遊ぶへ、そして学ぶという経緯をたどってきたということで、こうした流れに現在の放課後を位置付けると、現在の子どもは働いてもいない、遊んでもいない、勉強時間も短い。

自分の部屋にこもってぼんやりと時間を過ごしている子が多い。無気力な時間の過ごし方で、将来のニート予備層の誕生を予感させるものであるということを、この先生はおっしゃっておられます。

私もこの本を読みながら、自分たちが団体で遊んだ楽しさ、そういった友達を思い浮かべておりましたけれども、これからは群れ遊びというものをしていく必要があるのではないかとということで、群れ遊びの復権が大事、ボールけりでも縄跳び、ドッジボールなど、どんな遊びでもよい、地域にいい面で異なった年齢の子どもが集まって群れて遊ぶようになれば、どの子どもも体が丈夫になり、友達づき合いの仕方も覚え、意欲も芽生えてくる。そうすれば、元気でたくましい子どもが育ってくる。そういうことをこれからは考えていく必要があるのではないかとということで出ておまして、まさしく私もそういう遊びは最近是非常に少ないというふうに思います。

この子どもプランの計画の中では、特に放課後の学校での運動場での過ごし方、また空き教室の過ごし方に重きをおいて考えているようです。先ほど私も紹介いたしました江戸川区の例なのですけれども、江戸川区でもやはりこれは保護者からの要望ということで、江戸川区がすすくすくを始めたのは、放課後の子どもが安全かつ安心して過ごせる場が欲しいという保護者の要望が強くなって考えていったということで、以前から設置されていた学童クラブの定員ではとても希望者全員の要望には応じられない。保護者が学童クラブに入れたくても入れられない。待機児童は、ここは非常に多いのですけれども、一時期200人以上にも上った。学童クラブをふやすため、新たに学校外に施設を建設することは財政面でも非常に負担が大きくなり、区民の理解は得られないという判断ということで、区は学校や地域など、関係団体と協議を続けた結果、2002年にモデル校1校を選定し、放課後や土曜日など、学校が授業に使われていない時間、実際に使用しても支障がないか、また子どもたちが何を求めているのか、地域の人々はどれくらい関われるのかなどを調査して始めたということで、非常に理想的な例が、ここでは校庭でドッジボールをされている模様や、また空き教室では日本舞踊を習っている子どもたちや、皆ボランティアでされているという模様が詳細に書かれており、非常にここに学んでいる地域も多いということを知っています。

私は、今答弁いただきましたけれども、この放課後プランの大きな目的であります、今抱えております、特に保護者のニーズであります学童保育も待機があるということで、非常に待機があることに保護者は不満を抱いております。何も施策は考えないのか、これで

いいのか、入れない者は我慢しなければいけないのか、行き場がないという声も聞いておりますけれども、新たに学童保育を建設するという事は非常にまた財政面でも大変であると思いますし、そういう点から、この放課後対策のスピードアップとありますように、本当に国の方針ではありますけれども、野洲市独自でやはりいろいろ調査して、どういうことができるかということをもっと積極的に取り組んでいかなければいけないのではないかと感じております。

そういう点から、この放課後対策をスピードアップして行わなければならない現状にある点について、どのように考えておられるのか。再度質問させていただきます。

それから、乳がん・子宮がん検診について4点にわたってお答えをいただきました。今の答弁だと、実態を余り把握されていないというのが現状、これは把握できないのでしょうか。実際の受診者数がどのぐらいで、実態をつかまないと対策も立てられないと思うのですけれども、今の答弁で、2010年を目処に受診率アップに向けて国が50%増を目標にしているので、野洲とすれば乳がんが1,233人、子宮がんが1,499人、この人数がプラスということなのではないでしょうか。今数字を言っていましたけれども、実際に対象者、40歳以上乳がん対象者が1万3,000人、20歳以上の子宮がんの対象者1万9,000人、こういった中でどのくらいの方が受診され、また受診者の中で再検査を必要とする方がどのくらいおられて、再検査をされているのかどうか。その精検率等もしっかりと掌握してアドバイスしていく必要があるのではないかとこのように感じます。

あと、自己触診の方法等は、そういう集団、地域健康サロンですか、そういうところで指導されているということで、今後も乳幼児の健康診断時にも拡大されていくということですので、ぜひ幅広く啓発をしていただき、一人ひとりの乳がんに対する認識度を深めていただきたいと思います。

4点目の、2年に1回になったのですけれども、これは今の説明だと2年に1回で十分だということなのでも、中には非常に不安だという市民の声を聞くのですね。不安な方に対する、大丈夫なのですよということとか、本当に不安を抱いている方には、希望者には、意外とこの乳がんや子宮がん検診は、私もそうなのですけれども、余り積極的に行こうと思わない検診なのですね。もう症状があってからでは遅い、自覚症状がないだけに行きにくいというのが現状なので、やはりそれでは手遅れになりますので、できればそういう市民の不安を緩和させる何らかの、2年に1回で十分だったらその根拠となるものを、また広報等で知らせていく必要があるのではないかとこのように思います。



この中で、精検率等についてどのように考えていらっしゃるのか、再度お伺いしたいと思いますが、私の身近なところで乳がん、子宮がんで亡くなっている方もあります。野洲市においても、30代後半で乳がんで、最終的には子どもさんを置いて亡くなられたという、本当に悲しい、そういう場面にも出くわしましたし、また身近な親族では、私の母も40代で子宮がんを宣告されて、痛くもかゆくもなかったのだけれども検診で引っかかったということで、まな板の上のコイになったということで、手術をしました。その初期発見の手術のおかげで、現在81歳ですけれども、元気で来月には夫婦で海外旅行にも行くつもりで張り切っているぐらい、子宮がんの手術をしたにも関わらず元気であるというのが現状です。その半面、同じころに私の、愛媛に住んでいるおばなのですけれども、同じように初期の段階でがんの疑いがあったのだけれども、それを放置していたことによって自覚症状が出て、その段階ではもう末期症状になっていて手術しても手遅れで、50に届くか届かないかぐらいのところまで亡くなってしまいました。

そういう例もありますので、やはりこういった自覚症状がわからないものに対する検診の必要性を大きく訴えて、健康で長生きできるように、また女性が早く亡くなると、残された子どもたち、また残されたご主人たちも、今後の人生が非常に大きく変わってきますので、やはり一生幸せで生きていくためにも、特に女性がというのもおかしいですけれども、女性の死亡率の多い乳がん、子宮がん検診を推進して、こういう病気で亡くならないように、市としてできる限りのことをしていただきたいというふうに思います。

それから、最後にまちを美しく、アドプト・プログラムの取り組みについてですけれども、このプログラムについては、これから調査、研究して考えていくということですので、ぜひこの取り組みをしていただきたいというふうに思います。いろいろとインターネットで調べておりましたら、その地域、地域で、大きな川があるところは河川をメインに、また鎌倉のような観光地のあるところは観光地のアドプト・プログラムできれいにしている状況が写真入りで出ておりました。

特に、野洲市におきましては、この景観の美しいまちづくり、今回の議題でも上がっておりますけれども、さまざまな観点から景観が美しくなるようにという取り組みがされており、また、まちづくり計画の中でもうたわれておりますけれども、今の現状では、県道は県、市道は市、そして県下一斉掃除には年2回みんなが参加して清掃する。そして、先ほどありました美知普請のメセナ制度におきましては、企業が参画して本当に一部はきれいになっている。参画している市民の手の届かないところが今たくさんあります。

最近、この美知メセナ制度で、特に和田の信号のところ、あそこがいつも汚いというのか、雑草が生えておりましたけれども、最近大分きれいになったのかなと思っていましたら、美知メセナで野洲サルベージさんの看板が立っておりました。そこは非常にきれいになっておりました。また、中主におきましては、堤の信号のところに看板が立っておりましたので、見てみましたら、吉仁園がありまして、この内容を見てみましたら、活動延長165メートル、この区間は私たちが除草や樹木の剪定、施肥、清掃などのボランティア活動を行っていますということで、165メートル、この間は確かにきれいでしたね。1カ月に1回ぐらいは点検されるというふうにも、この美知メセナ制度を読ませていただければ書いてありますので、そういうところはきれいになるとは思いますけれども、これからそういった市民の目の届かないところ、この制度を、アドプト・プログラム制度を取り入れてグループを募って、私もこういう制度を市が取り組まれた際には、一つのグループをつくってぜひ参加したいなというふうに思っております。

通常歩いていたり、自転車に乗ってこの木が邪魔になるなと思っていても、切っているものかどうか分からないのですね。勝手にしていいものかどうかというものもありますし、そういう制度があれば、堂々とそこをきれいにするのができますし、そういうグループがふえていけば、もっともっとまちがきれいになるのではないかと思います。今、そういった雑草やせっかく低木や高木を植えてあっても、きれいに剪定されていなければ非常に見苦しいものにもなってきます。低木の下にも草がいっぱい生えておりましたり、また低木の間から草がいっぱい伸びているところがたくさんあります。そういったところははさまになっている部分だと思うのですね。

やはり、これからはどこを誰が、ここはどこが管理するのか、誰が管理するのかということきちんと明確にしていけない限り、ごみは気が付いた人が拾えばいいですけども、そういうことはなかなか市民個人の見解ではできないところではないかと思いますので、ぜひこのアドプト・プログラムの導入をして、少しでもまちがきれいになるように取り組んでいただきたいと思います。

それと、このアドプト・プログラムの、私は吉仁園と野洲サルベージしか知らないのですけれども、今おっしゃっていた虫生ですが、他にこの美知メセナ制度に加わっている企業がありましたら教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、梶山議員の再度のご質問につきましてお答えをいたします。

まず、乳がん・子宮がん検診の受診者状況でございますが、私どもが実施しておりますのは老人保健法に基づきます関係の事業をしておりますので、一般企業等で検診を行っている部分は市町村では把握はできませんので、私どもが行っております受診状況を申し上げます。

まず、乳がん検診でございますが、平成17年度につきましては、受診者数が256人ということで、受診率が1.98%という状況でございます。その中で、要精検ということで精検者が出ました人数が57人で、精検率が22.3%という状況でございます。この精検を受けました中で、4名の方が乳がんということでがん発見が昨年度できております。特に、17年度は、先ほど質問もございましたけれども、40歳以上をマンモグラフィと併用するという制度改正がございました関係で、昨年度40歳代の方でがんの早期発見が1名できたという成果が出ております。

それから、子宮がんでございますけれども、昨年度の受診者数が706人で、受診率が3.5%という状況です。そのうちの精検者数が14名で、精検率が2.0という状況です。子宮がんの場合は、ここ数年ですが、精検をして確率100%受けていただいておりますが、がんの発見はないという状況でございます。

それから、次に2年に1回になったので大変不安を感じているという点でございます。これは、検診の方法については2年に1回という形でとりますが、先ほどご質問がございました、どうしても不安だとか、少し自分で自覚的な症状があるというような方につきましては、医療保険に該当しますので、受診をするという形が適切であるというふうに思っております。しかし、議員がご指摘のように、私どもの市におきましても、乳がんにつきましても年間2名程度、子宮がんにおきましても年間3名程度の方が亡くなる、尊い命が亡くなるというふうな状況がございます。ご指摘のように、本当に検診の必要性ということ、さらに啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） ただいまの梶山議員のご質問にお答えしたいと思います。

私自身も篠原小学校に在籍しておりましたときに、かめっこクラブに何回か伺う機会がありました。梶山議員おっしゃるように、本当に子どもたちが運動場あるいはかめっこク

ラブの中、体育館で、1年生から6年生の子どもたちが仲よく遊んだり、あるいは学び合ったりしている姿を見て、先ほど放課後の子どもの姿とおっしゃっていましたが、かつて私たちが味わってきた姿を子どもは味わっているなということを思って、本当にここに子どもの本来の姿があるなということを強く感じておりました。

また、台風のときには、子どもたちをそこへ連れて帰りまして、お互い濡れたのを拭き合ったりしまして、励まし合ったりする。あるいは保護者の方が迎えに来られるのを待っているような姿を見て、本当にいいなということは感じておりました。そういうことは本当に大事だと思います。

これまで、かめっこクラブをはじめ、学童保育で培われてきた実績、そういうことを大事にしていきたいと思っておりますし、また最近充実してきました地域子ども教室、これも先ほどご質問にあったとおりですが、そういうものといかに連携しながらやっていくかということが大きな課題かと思っております。それらの実績をまず維持するというところから考えていくことが一番大事であるというふうに感じておられます。

これは、昨日教育長が申し上げたところでございますけれども、特に放課後子どもプランでは、体験の場、交流の場、遊びの場、生活の場、そして学びの場というものを活動内容として入れるように話が出ているわけですが、そういう中で、特に運営委員会の設置を市町村でやっていかなければならないと思っておりますけれども、そのメンバーとして、今考えられるのは行政、例えば教育委員会と福祉関係、そして学校、放課後児童クラブや社会教育関係、児童福祉関係、地域住民等がということになっておりますけれども、そこらもう一度集まりまして、本当に野洲市として何ができていくのか、何を考えていかなければいけないのかということを十分に話し合う必要があるかと思っております。

特に、その内容といたしましては、学校施設、特にキャパシティーの問題があると思っております。余裕教室と言われておりますけれども、どこまでそれが可能なのか。これは本当に重要な課題だと思うのです。そして安全面です。例えば、学校の中に、開くと言いましても、次にまた学童へ行くためにはその安全面はどうなのか。あるいは校内で開いたとしても、そこから子どもたちが家へ帰るときはどうすればいいのか。本当にいろんな問題が重なってきます。そして、例えば運動場を使うにしても、今学童さんはもちろん使っておりますけれども、土曜日のときにスポーツ少年団が来た、その関係はどのような位置なのか、本当に具体的な次元でここが協議されていく必要があるかと思っております。

また、人材の確保で、コーディネーターがあります。今、これは2万校と言っています

けれども、4,000人が、設置されると言いますが、単純に考えますと5校に1人という形になってまいります。また、学習のコーディネーターであるとか、あるいは安全員、そういった方々の確保もしていかなければいけない。1校に対して四、五人必要かと思うのですけれども、そういう人材の確保が必要になってまいります。

そして、学習を含めた、先ほど学びの場と申しましたけれども、そういう活動内容をどのようにしていくのか。この点につきましては、これまで培われてきた部分が随分活用されていくのではないかと思いますけれども、小学校の持つ地域性や許容量、キャパシティーを十分に配慮しなから検討を重ねていきたいと考えております。と申しますのは、やはりこの事業が子どもたちの日常生活、毎日の生活、保護者の生活にも深く関わってくるといことは言うまでもありません。これを一旦始めてもし途中で何かあったとき、例えば学校と学童さんと地域子ども教室の関係が円滑に行かなかったとき、一番不幸な目に遭うのは子どもたちであり、しんどい思いをするのは保護者であると思います。

その意味におきまして、スピードアップということはよくわかるのですけれども、十分に検討して、長期的に安定した形でやっていくことが一番大事であるかと思っておりますので、その点十分ご理解いただきたいと思っております。

以上、回答させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 梶山議員の再度のご質問でございますが、数でございますが、先ほど説明いたしましたように、近江の美知普請ということで、3種類があるわけでございます。マイロード登録制度、道路愛護活動事業、そして美知メセナ事業という3つの事業のうち、道路愛護事業が10団体、美知メセナには4企業ということで、メセナについては企業が参加されているということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。企業名はちょっと把握しておりませんので申しわけございません。

議長（荒川泰宏君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） 最後に、先ほど乳がん・子宮がん検診の精検率をいただいたのですけれども、ちなみに守山の方の状況を聞いていますと、精検率はほぼ100%できているというふうに伺ったのですけれども、この少ない、再検査を受診してもう一回受けなければならない人がこのパーセントしか受けていないということでしょうか。ちょっと不安を感じるのですけれども、このデータをもう少し詳しく説明していただきたいのですけれ

ども、それだけお願いします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、再度のご質問にお答えいたします。

今ご質問のございました守山の100%というのは、要精検になった方で必ず医療機関に行っている人が100%ということで、私どもも精検になられた方は100%医療機関で受診をしているという状況でございます。先ほどの率は、受診者に対しまして精検が出た率が22.3%ということで、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明15日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。（午後4時47分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年9月14日

野洲市議会議長            荒川泰宏

署名議員                藤村洋二

署名議員                西本俊吉